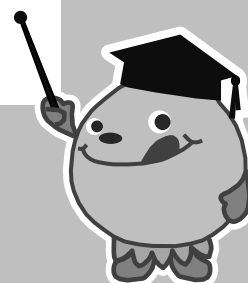


第2章

地域

CONTENTS

- 第1節 「地域」を考える背景
- 第2節 小平市における地域・地区割の考え方
- 第3節 小平市における地域・地区割を考える際に配慮すべき視点・事項
- 第4節 小平市における地域・地区割の目的等と考え方の整理



第1節 「地域」を考える背景

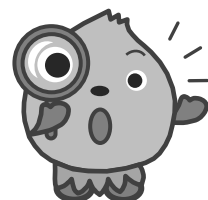
国における「地域」をめぐる近年の動きとして、福祉分野では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められている。その一環として、平成30（2018）年4月施行の社会福祉法に、地域住民や福祉関係者が、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定された。

また、教育分野では、平成29（2017）年4月施行の社会教育法改正法により、「地域学校協働活動」の推進が位置付けられた。「地域学校協働活動」とは、「地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動」（文部科学省「地域学校協働活動パンフレット」より引用）である。

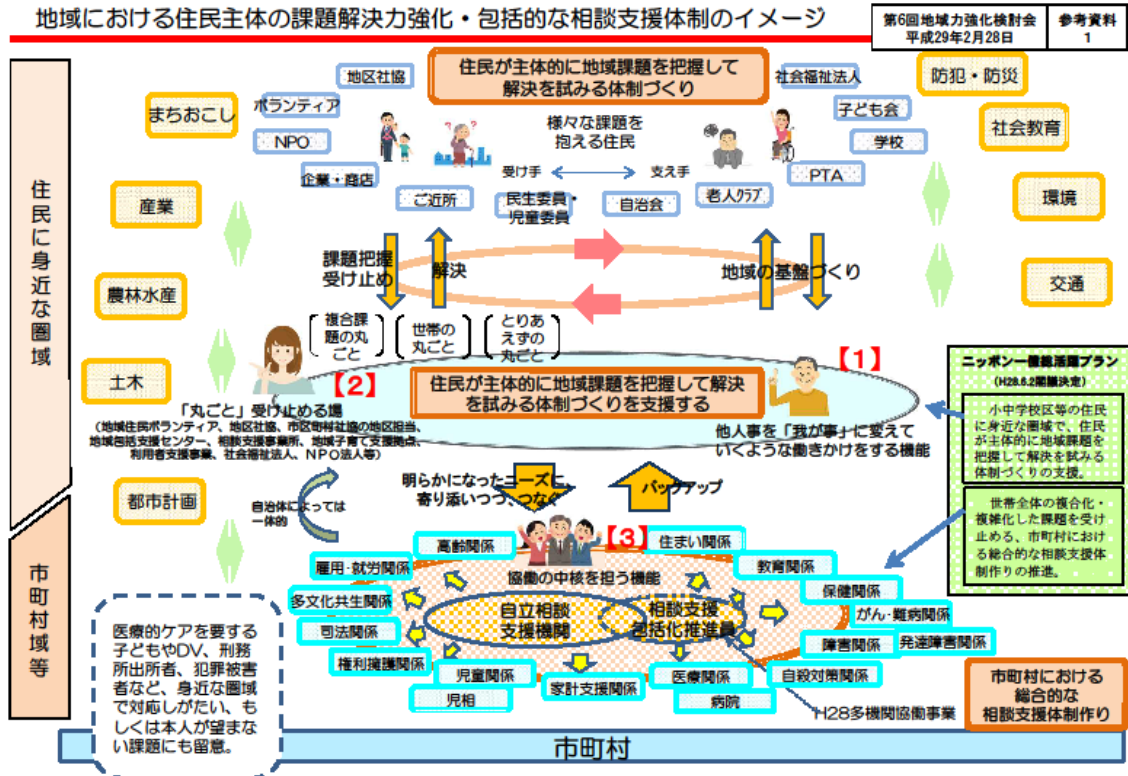
小平市においても、小平市第3次行財政再構築プラン（平成29年3月）では、方針の1つに「地域協働の推進」を掲げており、多様化する市民ニーズに応え、地域全体の公共サービスの価値を高めていくため、地域における多様な主体と行政との連携と役割分担による公共サービスの提供体制の構築を目指している。

また、小平市公共施設マネジメント推進計画（平成29年3月）では、公共施設のうち、市内の一定の地域を中心とした利用を前提とした「地域対応施設」について、拠点化を図り、小学校を中心とした複合化を進め、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図るとしている。

市民ニーズの多様化や高齢化、将来的な人口減少といった国・自治体を取り巻くさまざまな課題を背景に、「地域」に対する期待は、今日、一層高まりつつあるといえる。現在の小平市では施策分野ごとにさまざまな「地域」に関する考え方（エリアの範囲や期待される役割等）がある中で、次期長期総合計画を策定するにあたり、市としてある程度の統一的（施策分野横断的）な認識を得るべく、一定の整理を試みる趣旨で、「地域」に関する研究を行うものである。



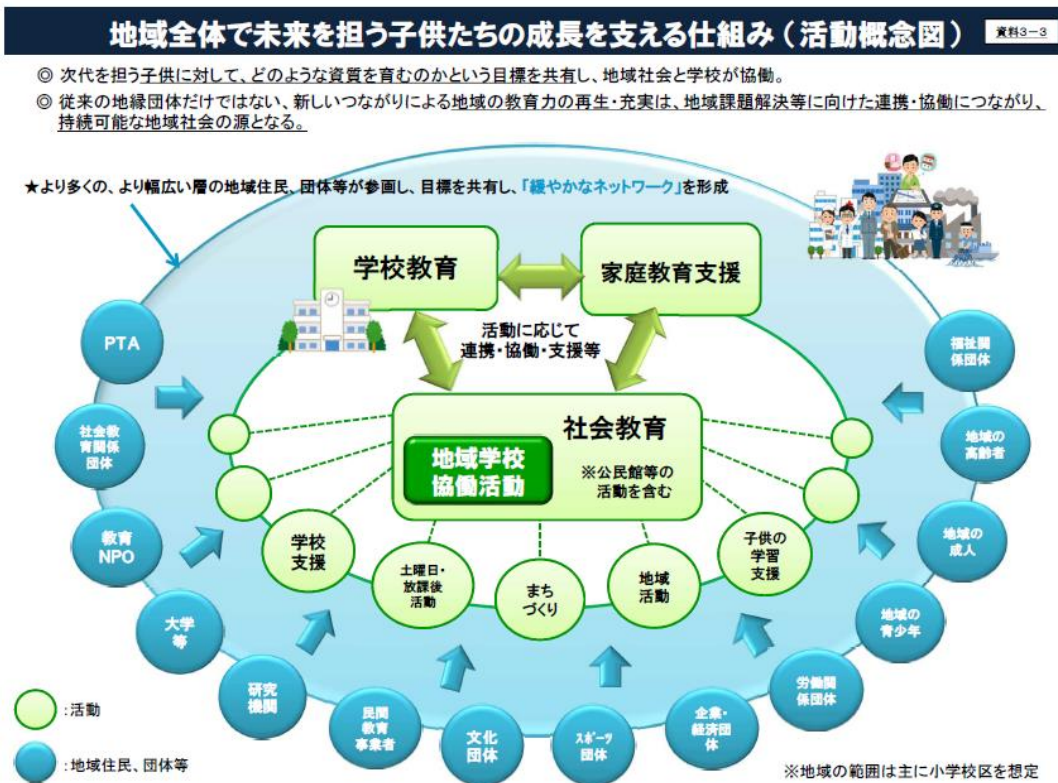
図表 2-1-1 地域共生社会の概念図



出典：厚生労働省

第6回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）

図表 2-1-2 地域学校協働活動の概念図



出典：文部科学省

地域とともにある学校の在り方に関する作業部会（第10回）・学校地域協働部会（第9回）合同会議

第2節 小平市における 地域・地区割の考え方

現在の市の各計画において地域・地区割について一定の記述を行っているものや、実際の施策等において地区割を行っている主なものは、以下のとおりである。

1 地域・地区割の記述がある計画

(1) 小平市第三次長期総合計画基本構想

- 「第2章 こだいらの将来像」の「第4節 まちづくりの方向（将来の土地利用）」では、「各駅を中心とした生活圏域の形成」を掲げ、「市内7つの駅及び近隣の2つの駅の周辺を中心に、商業・業務機能の強化、文化機能の整備、公共交通機能の整備を進めてき」とし、「今後も、これらを継続」していくとしている。
- 「第3章 基本的な施策の体系（施策の大綱）」の「第1節 安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして 一地域・安全・生活・文化一」では、「1 地域社会における新たな関係をめざす。（地域社会）」の「(1) 地域活動・参加と協働」において、「様々な地域社会の課題に対しては、今まで以上に地域の人々や行政の協働によって解決することをめざす」として、地域に期待する役割を述べている。また、「(2) 地域の拠点」においては、「地域センターや学校を地域の拠点として、いろいろな用途にも対応できる多様な機能を持たせ、効率的な活用」をめざすとしている。



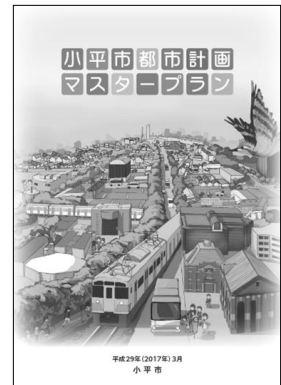
(2) 小平市公共施設マネジメント推進計画（平成29～38（2017～2026）年度）

「第1章 基本的事項」の「1-2 基本的認識」「(2) 大きな方向性」の「②持続可能な施設総量（量の最適化）」において、「施設の配置について、（中略）地域対応施設は将来のまちづくりや、学校・駅などを中心としたゾーニングなどを考慮しながら検討」を行うとしている。

(3) 小平市都市計画マスタープラン（平成29～38（2017～2026）年度）

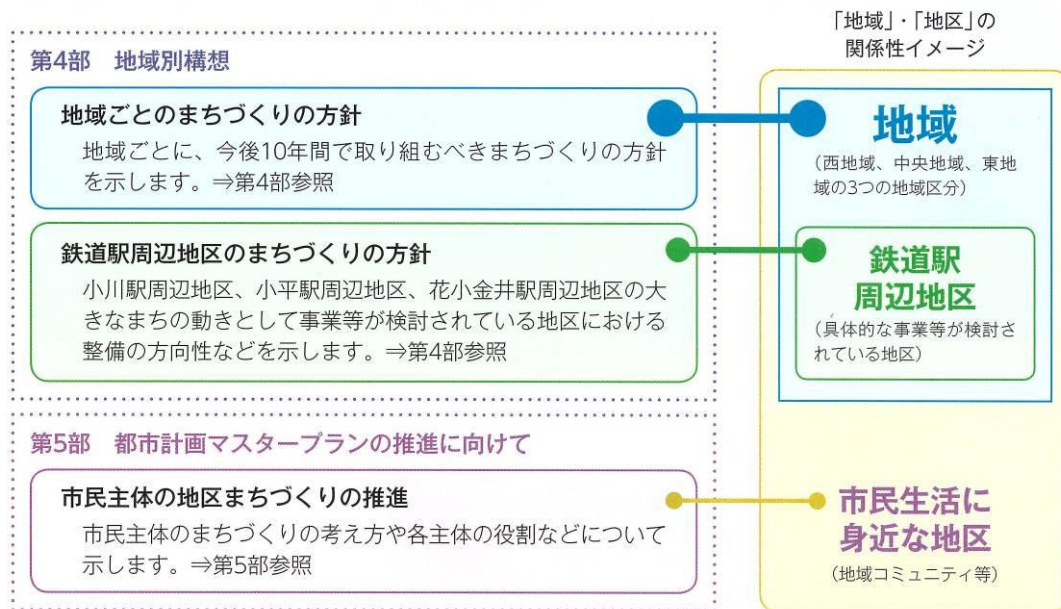
- 「第4部 地域別構想」の「第1章 地域別構想の概要」「2 地域区分の考え方」において、「市域を西地域、中央地域、東地域の大きく3地域」とするとし、各地域において今後、具体的な事業などが計画されている地区として、小川駅・小平駅・花小金井駅の周辺地区を「鉄道駅周辺地区」としている。

- 地域コミュニティ等の暮らしに身近なあらゆる範囲を表現した「市民生活に身近な地区」を設定している。これは、「小平市民等提案型まちづくり条例」により、市民主体で身近な地区のまちづくりに取り組むことを想定した概念的な地区として定めているものである。
- 平成 11（1999）年に策定した小平市都市計画マスタープランでは、昭和 60（1985）年策定の小平市新長期総合計画で、7 駅を順次整備してそれぞれを核とする「多核連環構想」、「虹の七駅構想」といった、駅を中心としたまちづくりの考え方が示されたことを受け、地域別構想を駅ごとの 7 つの地域区分としていた。



図表 2-2-1 小平市都市計画マスタープランにおける地域・地区

■ 第4部「地域別構想」と第5部「都市計画マスタープランの推進に向けて」の関係性

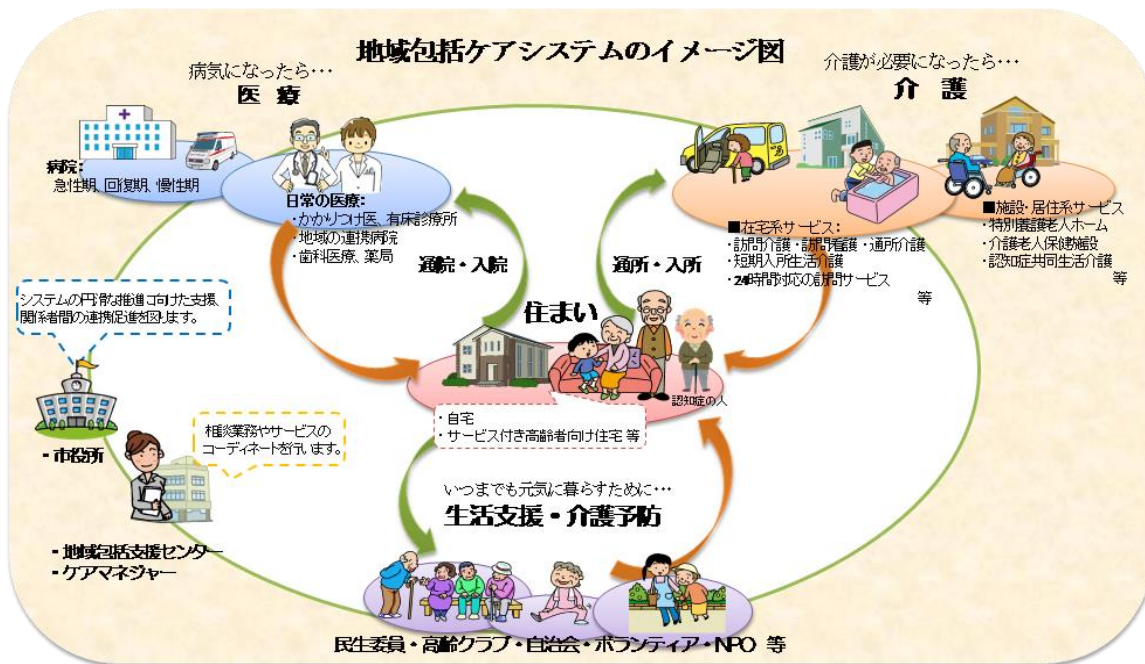


出典：小平市 都市計画マスタープラン

(4) 小平市第四期地域保健福祉計画小平市第三期福祉のまちづくり推進計画 (平成 30～38 (2018～2026) 年度) 小平市地域包括ケア推進計画 (平成 30～32 (2018～2020) 年度)

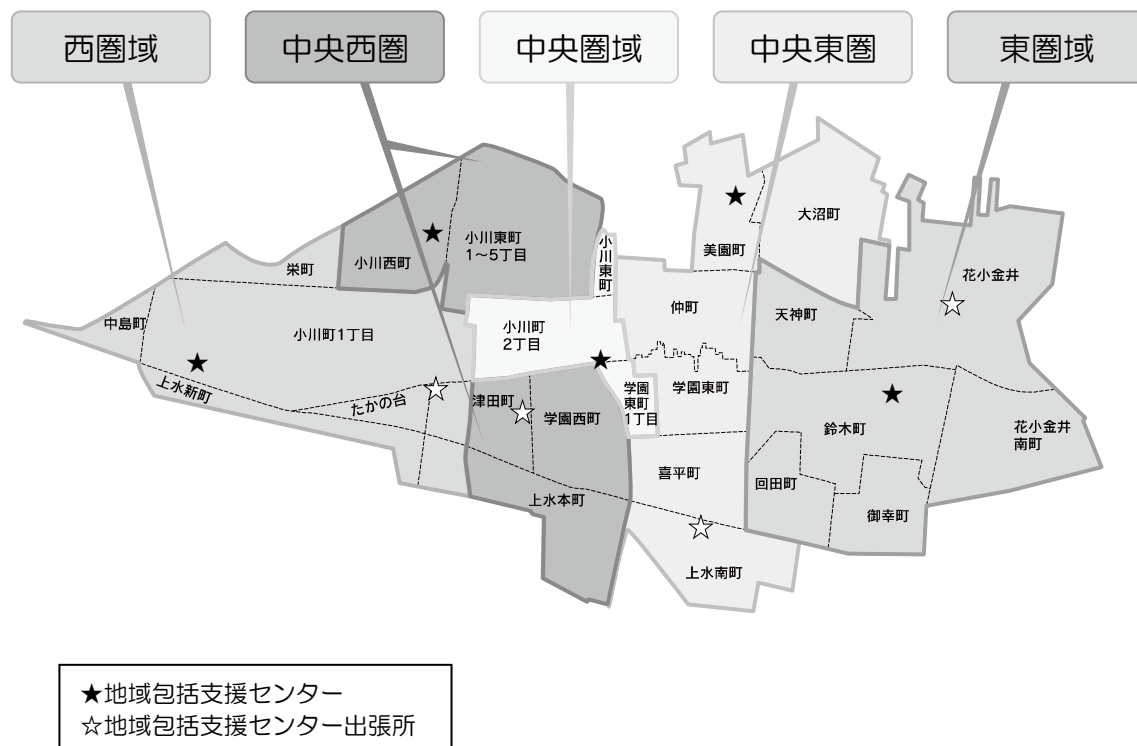
- 地域包括ケアシステム^{*注}の構築に向けた日常生活圏域として、「西圏域」「中央西圏域」「中央圏域」「中央東圏域」「東圏域」の 5 圏域に地区割しており、地域福祉の推進においても日常生活圏域によるとしている。
注：地域包括ケアシステムについて、厚生労働省は、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定するものとしている。
- 地域包括ケアシステムにおいては、高齢者の地域での生活を支えるため、地域の様々な担い手による介護予防や日常生活の支援、見守り活動などが進められている。
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進においては、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることを期待されている。

図表 2-2-2 地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：小平市 地域包括ケア推進計画

図表 2-2-3 小平市の日常生活圏域



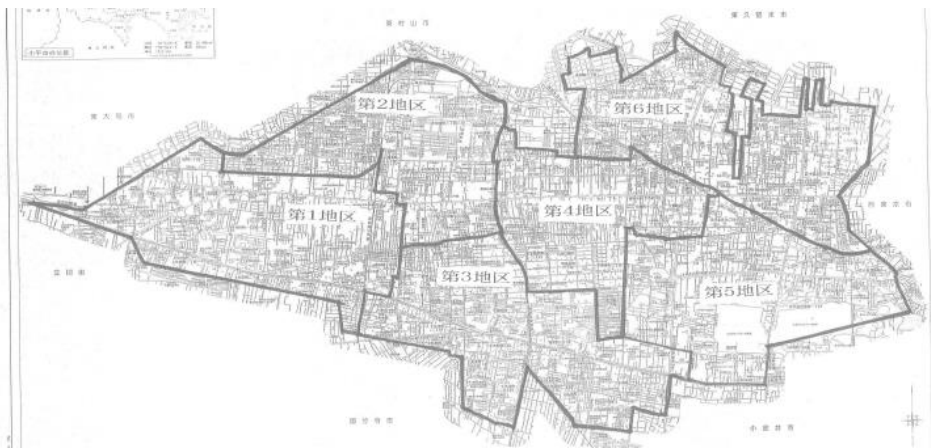
出典：小平市 地域包括ケア推進計画

2 地区割を行っている施策等

(1) 民生委員・児童委員

- ・ 地域に密着して活動する民生委員・児童委員の地区割としては、中学校区を基本としつつ、活動のしやすさなどにも配慮して街道を境界とするなど柔軟に区域の設定をしており、6地区体制で地区協議会を設けている。
- ・ 主任児童委員は各地区協議会に2名とし、各小・中学校を担当している。

図表 2-2-4 民生委員児童委員地区協議会の地区割



出典：生活支援課

(2) 消防団

- ・ 明治 22（1889）年に小平村誕生と同時に部落消防組が組織され、6組 19部制となった。現在の分団の担当地区も基本的には部落消防組の流れを組んでいる。
- ・ 大正元（1912）年に部落消防組が併合され小平村消防組となった。昭和に入り、日中戦争の戦火が拡大し、警防団令の施行により消防組は発展的解消を遂げ、小平村警防団となり、組織は8分団制となった。
- ・ その後、昭和 26（1951）年 4月に、第一分団地区小川駅前地域が分離して第九分団が新設され、現在の9分団制に至っている。

図表 2-2-5 各分団担当区域図



出典：防災危機管理課

■ (3) 自治会・町会など地域コミュニティ組織

- 自治会・町会などは、任意の地区・地域に住民の自主的組織として結成されており、平成 29（2017）年度時点で 372 団体ある。集会施設を設置している自治会・町会もある。
- 平成 25（2013）年 2 月、地域自治の推進の取組のモデル地区として、学園西町地区で地域連絡会が立ち上がり、活動を継続しているほか、平成 31（2019）年 3 月には学園東町地区においても地域連絡会が立ち上がった。地域連絡会では、地域団体間の連絡調整、地域情報や地域課題の共有、地域に係る行政情報の共有等を行っている。
- 府中街道から西側の地域においては、市内の大学が中心となり、「小平西地区地域ネットワーク」として、地域防災や居場所、お祭り等、さまざまな団体が関わりを持ちながら、地域の連携活動が進められている。

■ (4) 地域センター

市では、地域コミュニティの拠点施設として、地域センター 19 館（市立小学校と同数）を設置している。（地域センター配置図：図表 2-2-6 参照）

■ (5) 児童館、子ども広場

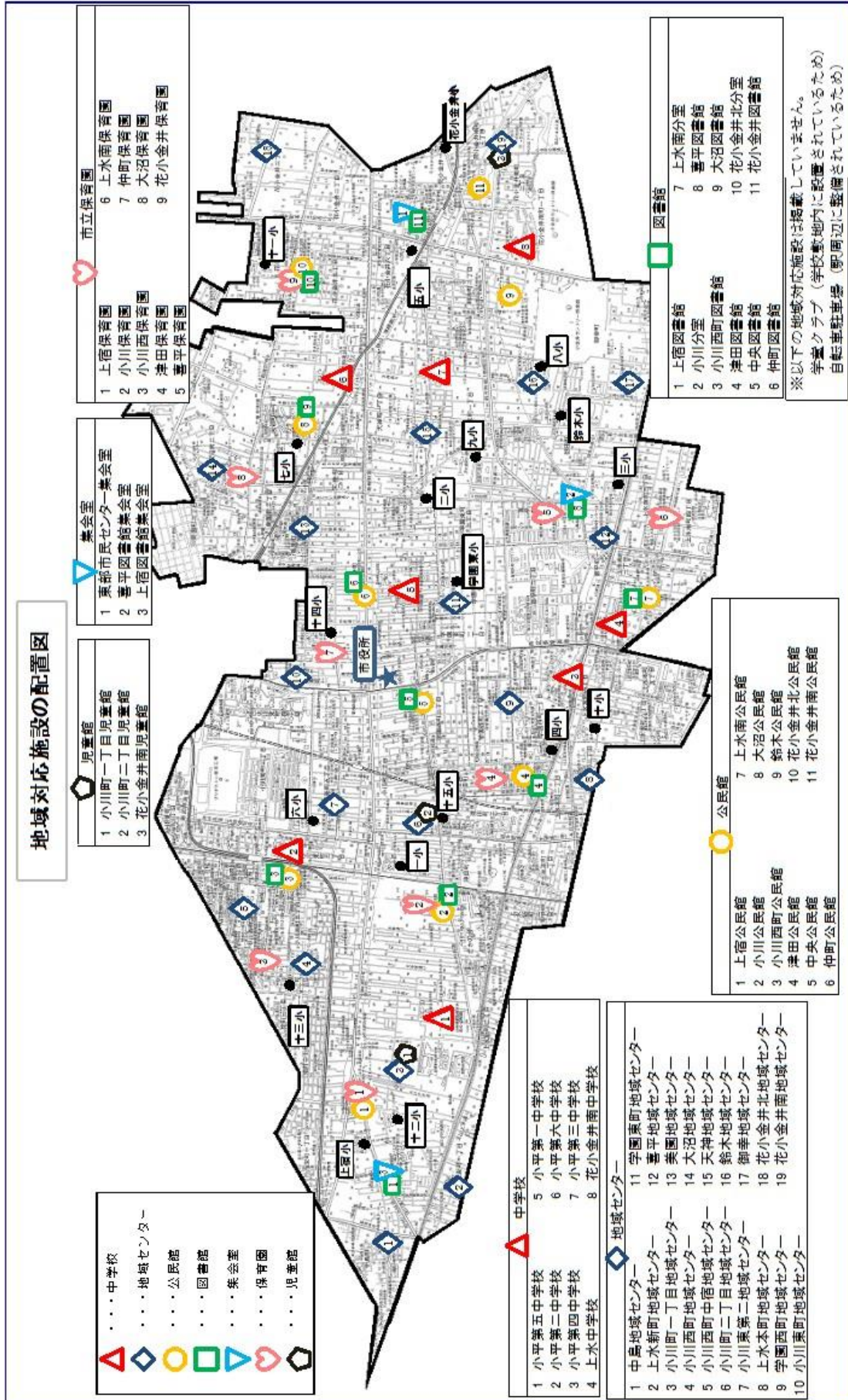
- 西部・中央・東部の各地域に 1 館ずつとして、小川町一丁目地域センター・小川町二丁目地域センター・花小金井南地域センターの 3 館に併設して、児童館を設置している。
- 児童館の機能を補完する事業として、市内 6 か所の地域センター等で子ども広場を開催している。乳幼児とその保護者や小・中学生を対象に、保護者の交流、子育て情報の提供、講習会・イベント、子どもの遊びの場の提供などを行っている。
（中島地域センター・小川東町地域センター・上水本町地域センター・天神地域センター・大沼地域センター・さわやか館）

■ (6) 市立小学校・中学校、学校支援ボランティアや青少年対策地区委員会等の地域学校協働活動

- 小学校 19 校、中学校 8 校がある。児童・生徒数は、学校によってかなりばらつきがある状況である。
- 小・中連携教育を推進している。
- 地域の教育力を学校教育に生かす取組として、コミュニティ・スクールを推進している。地域には、学校との連携・協働により地域全体で子どもたちの学びや成長を支える役割が期待されており、コミュニティ・スクールに限らず、地域と学校との連携は定着している状況がある。
- 青少年対策地区委員会（全小学校区）・学校支援ボランティア（全小・中学校）・放課後子ども教室（全小学校区）など、地域住民の力による教育支援活動が、各学校で展開されている。一般的には、小学校の方が、より地域との連携・結びつきが強い傾向がある。

（小・中学校配置図：図表 2-2-6 参照）

図表 2-2-6 地域対応施設の配置図



出典：公共施設マッピング課

図表 2-2-7 小・中学校の連携状況

中学校区	学校名	中学校区	学校名
小平第一中学校区	小平第十四小学校	小平第五中学校区	小平第一小学校
	学園東小学校		小平第十二小学校
小平第二中学校区	小平第六小学校	小平第六中学校区	上宿小学校
	小平第十三小学校		小平第七小学校
小平第三中学校区	小平第二小学校	上水中学校区	小平第十一小学校
	小平第九小学校		小平第三小学校
小平第四中学校区	鈴木小学校	花小金井南中学校区	小平第五小学校
	小平第四小学校		小平第八小学校
	小平第十小学校		花小金井小学校
	小平第十五小学校		

出典：指導課

図表 2-2-8 コミュニティ・スクール設置状況

学校名	指定年月	学校名	指定年月
小平第六小学校	平成 19 年 4 月	小平第七小学校	平成 26 年 4 月
小平第四小学校	平成 20 年 4 月	小平第六中学校	平成 26 年 4 月
小平第三小学校	平成 21 年 4 月	小平第十四小学校	平成 27 年 4 月
小平第八小学校	平成 23 年 4 月	学園東小学校	平成 27 年 4 月

出典：指導課

(7) 公民館

- 中央公民館 1 館・分館 10 館を設置しており、地域に根差した事業や講座を、地域の多様な主体と協力・連携を図りながら開催するなど、地域のコミュニティづくりの拠点として機能することを目指している。
- 館ごとに緩やかな地区割をし、連携する小学校を定めている。
- 各館に、地域住民等が公民館事業の企画に参画する公民館事業企画委員会の設置や、市民が講師となって公民館での学習の成果を還元する講座の実施など、地域住民が自主的・自立的に公民館事業に携わる仕組みがつくられている。(公民館配置図：図表 2-2-6 参照)

図表 2-2-9 各公民館の担当小学校区

公民館名	担当小学校区	公民館名	担当小学校区
上宿公民館	小平第十二小学校 上宿小学校	上水南公民館	小平第三小学校 小平第十小学校
小川公民館	小平第一小学校	鈴木公民館	小平第八小学校 小平第九小学校
小川西町公民館	小平第六小学校 小平第十三小学校	鈴木公民館	鈴木小学校
中央公民館	小平第十五小学校	大沼公民館	小平第七小学校
津田公民館	小平第四小学校	花小金井北公民館	小平第十一小学校
仲町公民館	小平第二小学校 小平第十四小学校	花小金井南公民館	小平第五小学校 花小金井小学校
	学園東小学校		

出典：公民館

（８）図書館

- ・ 中央図書館 1 館・地区図書館 7 館・3 分室を設置している。
- ・ 地区館のうち仲町・小川西町・津田・大沼の 4 館は、公民館分館との合築であり、3 分室（上水南・小川・花小金井北）は、公民館分館内に設置されている。
- ・ 各館は、近隣の小・中学校の担当館となり、調べ学習用等の図書の貸出など、連携を図っている。（図書館配置図：図表 2-2-6 参照）

図表 2-2-10 各図書館の連携学校

図書館名	連携学校	図書館名	連携学校
中央図書館	小平第十五小学校 学園東小学校	喜平図書館	小平第三小学校 小平第九小学校
仲町図書館	小平第二小学校 小平第十四小学校 小平第一中学校	上宿図書館	小平第十二小学校 上宿小学校 小平第五中学校
花小金井図書館	花小金井小学校 小平第三中学校 花小金井南中学校	津田図書館	小平第四小学校 小平第十小学校 小平第四中学校
小川西町図書館	小平第一小学校 小平第六小学校 小平第十三小学校 小平第二中学校	大沼図書館	小平第七小学校 小平第十一小学校 小平第六中学校

出典：図書館

（９）コミュニティタクシー

- ・ おおむねの地域割として、南北を青梅街道、東西を西武多摩湖線で区切った 4 地域の区分を採用している。
- ・ 地域の自治会、商店会、活動団体、事業者、大学等により構成される「コミュニティタクシーを考える会」が、地域ごとのニーズに基づくコンパクトな地域内の生活交通の充実を図り、支えることを目的に、運行に関する検討を行っている。

上記の計画や施策等からは、おおむね小学校区または中学校区、あるいはこれらに近い区分に集約されている状況が見てとれる。

また、西・中央・東として市域を 3 区分する考え方や、まちづくり・土地利用の観点から、駅を中心とする「地域」の考え方も示されている。

第3節 小平市における地域・地区割を考える際に配慮すべき視点・事項

1 地域ごとの特性、街並みの状況等

- 小平市都市計画マスタープランでは、西地域・中央地域・東地域の各地域の特色を、おおむね以下のとおりとらえている。

西地域	豊かなみどり（農地、樹林地等）、短冊型地割、大企業・大学・福祉施設等の集積、立川方面などへのアクセス性
中央地域	市役所・警察署・消防署・ルネこだいら等の公共公益施設の集積、関東管区警察学校・国土交通大学校・陸上自衛隊小平駐屯地等の一団の空間の集積、南北の広域的な玄関口（新小平駅）、国分寺方面へのアクセス性
東地域	集合住宅・商業施設の集積、災害拠点病院である公立昭和病院、東部公園・都立小金井公園等のまとまった緑の空間、都心方面へのアクセス性

- 駅ごとに、商業・業務機能などの集積状況には相当程度の差異がある。駅周辺への公共施設の集積・集約は、現状ではあまり高くないと考えられるが、今後、再開発事業の推進に伴い一定の集約が見込まれる。
- 都営住宅が市内に点在しており、地域センター、公民館、図書館等の公共施設が多く併設されている。

2 住民の生活実態・意識等

- 市西部は古くからの住民が多く、高齢化が進んでいる状況が見られる。市東部は、新たな開発等による人口増加に伴い、高齢者人口も増加が見られる状況にある。
- 市西部では民生委員・児童委員の欠員が生じておらず、古くからの住民同士のつながり、コミュニティが存続しており、後継者の確保が比較的順調に行われているのではないかと推測される。
- 寺社の祭礼等の地域の伝統行事を中心に、地域に誇りや愛着を持つ住民も多い。
- 500世帯以上が加入する大規模な自治会は12ある。自治会によっては、複数の学校区をまたがる広い地域にわたるものもある。
- 自治会のほかに、小学校区ごとに青少年健全育成活動をしている青少年対策地区委員会が、盆踊りやまつり、もちつき、どんど焼きなどの地域の伝統行事を開催している例も多い。
- 一般的に、地域のまとまりとしてのコミュニティ意識は、その地域において、歴史的な経緯の記憶や経験・生活歴などがある程度共有する人々の間で、自然発生的に生じる性格のものではないかと考察される。小平市では、明治時代以前の開拓期からの住民、高度経済成長期・人口急増期に移住してきた住民、あるいは大学等への進学のために移住してきた若年単身者など、多様な市民が、市内各地域に混在して居住している現状がある。

- ・ 現在も、さまざまな行政分野で地域住民が担い手となる活動が展開されているが、活動の重複による負担感や、高齢化による後継者不足等が、共通する課題として認識されている。

3 人口規模・人口密度

将来的な予測も含め、検討する必要がある。例えば、学校の地区割については、現在、市立小学校 19 校区・中学校 8 校区があるが、今後の児童・生徒数の減少見込みと公共施設の延べ床面積縮減の必要性から、小平市公共施設マネジメント推進計画において、将来的（令和 44（2062）年）には小学校は 14 校程度・中学校は 7 校程度にしていく必要があるとしている。

4 歴史的な経緯等

- ・ 江戸時代、17 世紀に行われた小川村の開発を皮切りに、18 世紀に武蔵野新田の開発として東側地域の新田開発が行われた。現在の小平市の市域は、もともと一体として開発された訳ではない。
- ・ 明治時代になり、さまざまな地域編成を経て、明治 17（1884）年おおむね現在の小平市域となる「小川新田外六か村戸長役場」が成立し、その後明治 22（1889）年に小平村となった。
- ・ おおむね一つの新田に寺と神社が一つずつあり、これらを中心にコミュニティが形成された。
- ・ 小川村には、江戸時代から、地域を縦に区切った「小川一番」から「小川八番」の「番組」という地域割がある。
- ・ 自然発生的な「地域」の呼称として「字（あざ）」があり、小川村の「番組」を横切って存在する「字」もある。
- ・ 小平市には、現在も新田開発による短冊型の地形が残っており、歴史的な経緯を踏まえた一定の地域としてのまとまりの意識やコミュニティへの配慮も大切にする必要がある。

図表 2-3-1 延宝 2（1674）年頃の小川村地割図



出典：小平市史概要版 小平の歴史

第4節 小平市における地域 ・地区割の目的等と考え方の整理

小平市は、比較的小さな面積の中、市内全域にある程度まんべんなく人口が分布している状況で、第2節で見たとおり、従来から、さまざまな施策等を実施する際に共通する地域・地区割は設定していない。

行政分野や解決すべき課題の性格などによっても、最適な地域・地区割は複数の形があり得るものと考えられ、今後においても、共通する地域・地区割を設定することには十分な議論が必要である。

次期長期総合計画の対象期間である令和3(2021)年度以降の12年間、さらに推計人口が14万人程度と見込まれるおおむね50年後の時代を視野に入れると、将来的な人口の減少に伴い、行政機関として財政規模や組織は縮小せざるを得ず、行政サービスの範囲も縮減を余儀なくされることが見込まれる。

このような背景からも、住民が、従来行政が担っていたサービスの担い手となり、あるいは住民同士が相互に助け合うなど、住民が主体となって地域の生活を支えていく取組の必要性はますます高まると考えられる。

また、話のレベル感はやや異なるが、安定的かつ継続可能な公共サービスを提供していくためには、小平市単独ではなく、広域的な連携・協力等による効率的な行政運営を行うことが、より一層求められるものと想定される。

こうした認識のもと、第2節・第3節で見てきた現状や経緯も踏まえ、本稿においては、以下のとおり整理を行うものとする。

1 地域・地区割を行う目的等の整理

(1) 住民相互の支え合いやコミュニティ活動のための地域・地区割

住民相互の支え合いやコミュニティ活動を円滑に推進するための主体として、一般的には、地区協議会や地区社会福祉協議会(地区社協)等のプラットフォームとなる組織が各地域で機能することが想定され、小平市においても地域自治の推進の取組のモデル地区として、学園西町地区及び学園東町地区で地域連絡会が立ち上がっている。

一方で、プラットフォームを想定するとき、その主要構成員のひとつとなると思われる自治会・町会等は、住民により自発的に結成されるものであり、任意の地域・地区割によって組織されている。

他方、小平市では、従来から小学校区域単位で30年以上にわたり青少年健全育成活動を展開している19の青少年対策地区委員会があり、さらに近年は、避難所として指定されている学校区単位で組織される避難所準備委員会による避難所管理運営マニュアル作成の取組や、全ての公民館において公民館事業企画委員会の取組などが行われている。これらは、い

ずれも地域のさまざまな機関や団体が関わり、地域住民が主体となって地域の課題解決に取り組む枠組となっている。

住民相互の支え合いやコミュニティ活動を持続可能なものとしていくためには、住民の主体性を尊重することが大切であり、行政においては、住民の自主的・自発的な意識や活動を損なうことのない側面的な支援を基本とした関わりが求められる。住民相互の支え合いやコミュニティ活動の継続・充実を目的に、地域・地区割を設定してプラットフォームを検討する場合には、既存のコミュニティや、従来から行われている自主的・自発的な活動などが生かされる枠組となるよう、十分に配慮することが必要である。

さまざまな既存の地域活動がある中で、担い手の負担感の増加を招かないためには、プラットフォームにかわるものとして、課題や目的に応じた既存の取組の連携や融合、ネットワーク化、さらにはテーマ型コミュニティ活動（NPO、サークルなど）との連携などを志向していく必要もあると考えられる。

（２）公共施設の配置を検討する際の地域・地区割

小平市公共施設マネジメント推進計画では、「地域対応施設は、拠点化を図り、小学校を中心とした複合化を進め、地域学習、コミュニティ機能を学校と複合化するなどにより、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図る」との考え方を示している。

具体的には、小学校施設の耐用年数の到来に伴う更新の機会等をとらえて、周辺の公共施設の複合化を検討していくこととなるが、当該校の将来的な児童数の動向や校地面積、また周辺施設の耐用年数等、さまざまな要素を踏まえて、複合化が可能かを整理していくことが必要である。

地域対応施設と位置付けられる地域センター・公民館・図書館は、都営住宅に合築されている施設も多くあり、こうした地域対応施設すべてを学校施設に複合化するというのではなく、既存の公共施設の集約状況や、人の集積が見込める他の都市機能（例えば、駅、商業施設、企業、教育機関等）との関係性、距離感、さらには将来的な可能性も含めた周辺の道路・公共交通ネットワークの利便性なども視野に入れ、公共施設の配置について多角的に検討する必要がある。

2 地域・地区割の考え方の整理

（１）小学校を中心とする学校区

住民相互の支え合いやコミュニティ活動を考える際の地域・地区割としては、既存の活動の状況やその範囲等から、小学校区を基本とすることが最も適当であると考えられる。

理由として、小学校区程度の広さの中では、住民相互がある程度顔と顔の見える関係を築くことが可能と想定され、現状としても、子ども同士や保護者同士のつながりをベースに、PTA や青少年対策地区委員会の活動等を通して、一定のコミュニティの形成、見守り活動や居場所づくり等の地域内での交流が図られている。

小学校区を 2 校区程度まとめたものが中学校区に相当するが、中学校区においては、例えば民生委員・児童委員や地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターの活動などにより、小学校区での住民の自主的・自発的な活動等をバックアップする機能が想定

される。既に、青少年対策地区委員会の活動においては、中学校区内で複数の小学校区が連携・協力を行うことなども実践されている。

なお、将来的（令和 44（2062）年）には、人口減少等に伴い、小学校を現在の 19 校から 14 校程度に、中学校を 8 校から 7 校程度に統合していく必要があるとしているが、この際には、小・中学校の連携関係、通学区域や校舎等の目標耐用年数、将来的な児童・生徒数など、さまざまな要素を踏まえて多角的に検討を行う必要があり、既存のコミュニティへの配慮も求められる。

（2）全市域または東部・中央・西部の 3 区分（東部・西部の 2 区分）

施策分野や公共施設の機能等に応じて、全市域や東部・中央・西部の 3 区分、あるいは東部・西部の 2 区分の地域を対象とする事業の展開や施設配置の検討が考えられる。

これらの区分においては、複数の機関の連携等による包括的な支援により、小学校区や中学校区の活動へのバックアップ等を行うことが想定される。

なお、小平市都市計画マスタープランにおいては、地域区分について「市域を西地域、中央地域、東地域の大きく 3 地域」とするとしており、地域ごとの一定の特徴を踏まえた都市基盤整備やにぎわいづくり等のまちづくりの方向性を考える場合には、このゾーニングを踏まえることが基本となる。

（3）広域連携

市民生活は、当然に市内においてのみ営まれるものではなく、通勤・通学・買い物など、市域をまたいでの行動・活動が行われている。

小平市においては、これまで、地理的、歴史的、行政的なつながりから、東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市との 5 市で構成する多摩北部都市広域行政圏協議会において、施設の相互利用や共同事業の実施等の連携を推進してきた。また近年は、国分寺市との図書館・体育施設の相互利用等を推進し、立川市とも図書館の相互利用を開始するなど、広域連携の取組の充実を図っている。

総務省が「高齢者（65 歳以上）人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、（中略）今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的」として設置した自治体戦略 2040 構想研究会の報告書では、今後の検討の方向性として、「個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保する」との記述がある。

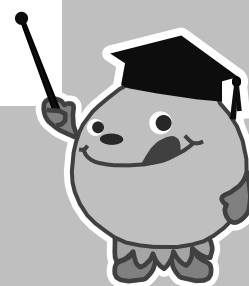
こうした動きも踏まえ、1 市のみでは解決が困難な問題や市域を超えた行政課題への効果的・効率的な対応方策として、今後、施策分野に応じ、市域を越えた広域連携による「地域」をより重視していく必要がある。

第 3 章

財政分析

CONTENTS

- 第 1 節 市の財政事情
- 第 2 節 市財政の概要
- 第 3 節 個人市民税の分析
- 第 4 節 一般財源の分析
- 第 5 節 おわりに



第1節 市の財政事情

はじめに、この章で記載する事項のポイントについて図表3-1-1で整理した。

図表3-1-1は、過去（平成20（2008）年度）から現在（平成30（2018）年度）、そして未来（平成44（2032）年度）までの財政上のプラス面とマイナス面のポイントを整理し、詳細説明ページを載せている。

小平市の財政事情は、過去から現在にかけては、一部にプラス面はみられるが、全体的にはマイナス面が多く厳しい財政状況が続いてきた。また、現在から未来にかけては、プラス面は失われマイナス面が増えていくことから、さらに厳しい財政状況が見込まれる。

図表3-1-1 小平市の財政事情

平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)			平成30年度(2018年度)～平成44年度(2032年度)				
厳しい財政状況が続いた			さらに厳しい財政状況が続くと見込む				
+	財政上のプラス面	理由	詳細説明ページ	-	財政上のマイナス面	理由	詳細説明ページ
	歳入	リーマンショックによる減少はあったものの、市税は増加傾向にあった。特に、個人市民税は平成24年度(2012年度)以降の人口の増により納税義務者が増えたことにより、増加してきた。 <市税は、10年前と比べ+6.9億円> <個人市民税は、5年前と比べ+7.4億円>	P120(第2節1.歳入)、P130(第3節個人市民税の分析)		歳入	平成32年度(2020年度)以降、人口の減少等に伴い、市税及び個人市民税は減少していく見込みである。	P130(第3節個人市民税の分析)、P142(市税)
+	歳出	人件費(一般財源)が職員給与の減等により減少傾向にあった。ただし、平成27年度(2015年度)以降は増加傾向にある。 <10年前と比べ△4.1億円> 償還元金を上回らないことを基本とすることで借入れ(起債)を抑制してきたため、市債残高は減少し、公債費も減少してきた。 <10年前と比べ△11.9億円> 過去の下水道きよ整備の借金(下水道会計市債)に係る返済額(公債費)が減少してきたことから、下水道事業特別会計繰出金が減少した。 <10年前と比べ下水道事業特別会計繰出金△10.3億円>	P138(②性別別)、P149(イ人件費増減の理由) P123(②性別別歳出)、P126(②市債等)、P129(⑤財務諸表)、P147(イ公債費減の理由) P126(②市債等)、P150(⑤下水道事業特別会計)	-	歳出	平成33年度(2021年度)からの建築事務・特定行政庁の開設に向け、人件費は増加する見込みである。※1推計値 平成33年度以降、駅前再開発や街路・公園整備などのまちづくりや、公共施設の更新等がひかえている。これらの事業は、財源の多くを市債が占めることから借金(市債)残高が増え、返済額(公債費)は増加する見込みである(将来世代負担増)。 下水道きよの長寿命化工事等により下水道事業特別会計への繰出金が増加する見込みである。※3	P149(イ人件費増減の理由) P129(⑤財務諸表)、P147(イ公債費減の理由) P150(⑤下水道事業特別会計)
	財政上のマイナス面	理由	詳細説明ページ		財政上のマイナス面	理由	詳細説明ページ
-	歳入	歳入(一般財源)は増加しているが、赤字地方債(臨時財政対策債)の発行が続いた。 <10年間の発行累計額 131億円> 一定の行政水準を維持する自主財源が足りない。 <10年間の普通交付税累計額 82億円>	P136(図表3-4-2)、P141(②地方交付税等)、P142(コラム)	-	歳入	市税の減少等に伴い、赤字地方債の発行は続く見込みである。 市税の減少等に伴い、普通交付税は交付される見込みである(一定の行政水準を維持する財源が足りない)。	P140(①歳入) P140(①歳入)
	歳出	民生費(特別会計への繰出金、私立認可保育園運営委託費、障害者自立支援給付費など)が大きく増加した。(一般財源) <10年前と比べ+52.9億円> 扶助費が増加する中、事務事業を見直し経常的経費を削減することで、臨時的経費(※2 政策的経費の大部分)を確保してきた。 <10年前と比べ経常的経費(一般財源)に占める扶助費の割合は4.4ポイント増、歳出(一般財源)に占める経常的経費の割合は1.7ポイントの増>	P144(ア民生費増の理由) P151(③臨時的経費と経常的経費)		歳出	高齢化の影響により、民生費(社会保障費)はさらに増加する見込みである。※1推計値 平成33年度以降、駅前再開発や街路・公園整備などのまちづくりや、公共施設の更新等がひかえている。市税の減少等に伴い歳入(一般財源)は減少し、公債費等の経常的経費(一般財源)の増加が見込まれる中、これらの政策的経費を確保していくには、事務事業を抜本的に見直し、経常的経費を大幅に削減していく必要がある。	P144(ア民生費増の理由) P129(⑤財務諸表)、P147(イ公債費減の理由)、P151(③臨時的経費と経常的経費)
-	その他	多摩各市(26市)の中で市民一人当たりの貯金(基金)残高が少ない。 <平成29年度(2017年度)決算時の財政調整基金残高25位>	P124(①基金)	-			
		歳入(一般財源)は増加しているが、経常収支比率は90%を超え、財政は硬直化している。 <平成22年度(2010年度)決算時97.2%>	P127(①)経常収支比率				

※1 推計値は、「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム 平成29(2017)年度～平成32(2020)年度」にある平成32年度までの財政推計を使用する。
なお、人口については、「平成27年度(2015年度)国勢調査による小平市町丁別将来人口」を使用する。
※2 政策的経費とは、「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム 平成29(2017)年度～平成32(2020)年度」の事業経費をいう。
※3 下水道事業特別会計においては、平成31年度以降は下水道事業会計となる。

第2節 市財政の概要

(小平市財政白書〈平成29年度決算〉(普通会計*ベース)、平成28年度小平市の財務書類より)

1 歳入

図表 3-2-1 は、小平市の歳入の内訳を表している。歳入の根幹は市税で、平成 29 (2017) 年度の歳入決算額は約 311 億 7,000 万円、歳入全体の 48.6%を占めている。

市税は、国などに依存する国庫支出金や地方交付税*などとは違い、地方自治体が自ら調達できる財源であり、また、その用途についても国庫支出金や都支出金などのように使い道が特定されるものではない。自ら調達することができ、また、自由な使い方ができるという点で市税収入は重要な財源であり、その占める率が高いほど、地方自治体は自主的なまちづくりに財源を充てていくことができる。

市税を税目別にみると(図表 3-2-2)、個人市民税及び固定資産税・都市計画税の割合が高いことがわかる。また、多摩地域 26 市の市民一人当たりの市税(図表 3-2-3)では、小平市は 26 市平均より低いことがわかる。

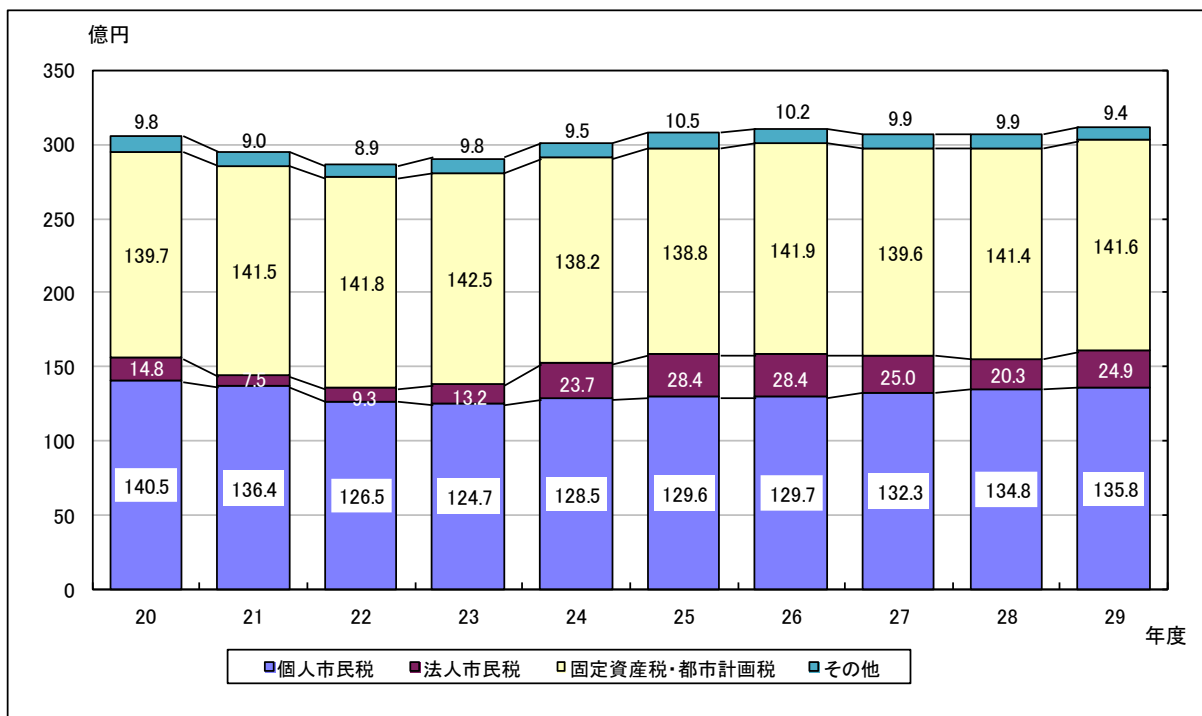
図表 3-2-1 歳入の内訳

(単位：億円・%)

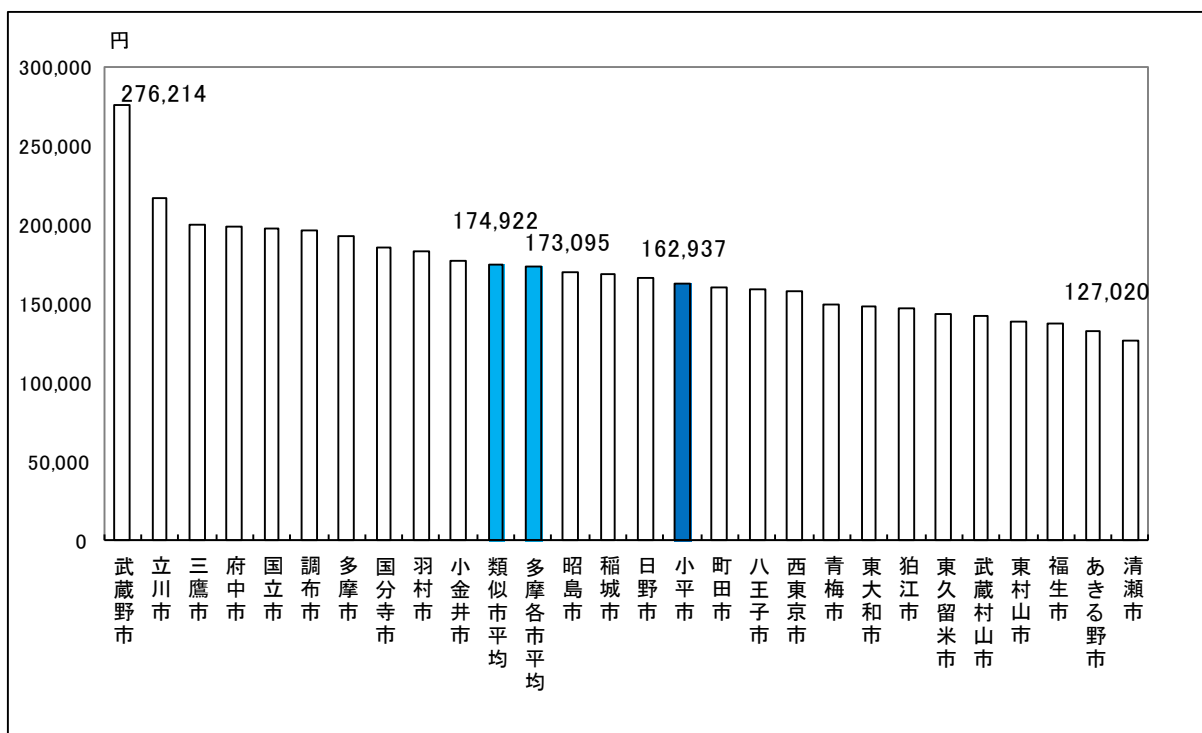
	平 20 年度 2008	平 21 年度 2009	平 22 年度 2010	平 23 年度 2011	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	伸 率 20 年度- 29 年度
市 税	304.8	294.4	286.5	290.2	299.9	307.3	310.2	306.8	306.4	311.7	2.3
譲与税・交付金	32.4	31.1	43.6	48.6	44.4	43.7	45.0	61.4	51.8	57.7	78.1
国庫支出金	81.2	62.7	82.2	87.7	88.4	93.1	97.5	104.4	110.0	110.4	36.0
都支出金	55.3	60.7	68.9	72.4	94.9	74.0	74.8	81.9	88.3	84.0	51.9
繰入金	20.6	23.0	18.9	21.2	19.2	17.2	15.5	12.2	26.3	14.5	△ 29.6
繰越金	10.7	39.5	17.8	6.8	18.4	23.6	28.8	12.6	11.8	16.4	53.3
市 債	11.2	21.4	25.7	34.2	36.6	29.1	23.5	27.3	16.3	23.0	105.4
その他	17.1	16.9	18.7	20.8	18.1	18.4	18.7	20.7	20.8	23.7	38.6
合 計	533.3	549.7	562.3	581.9	619.9	606.4	614.0	627.3	631.7	641.4	20.3

注：「その他」は分担金及び負担金*、使用料及び手数料*、財産収入*、寄附金、諸収入*

図表 3-2-2 市税の税目別決算額



図表 3-2-3 市民一人当たりの市税（平成 29 年度）



※平成 30 年度普通交付税*不交付団体は、武蔵野市、立川市、三鷹市、府中市、国立市、調布市、多摩市、国分寺市、小金井市である

2 歳出

歳出の内容をみていく場合、どのような行政目的に支出しているか（目的別）、どのような性質の経費に支出しているか（性質別）という2つの見方がある。

（1）目的別歳出

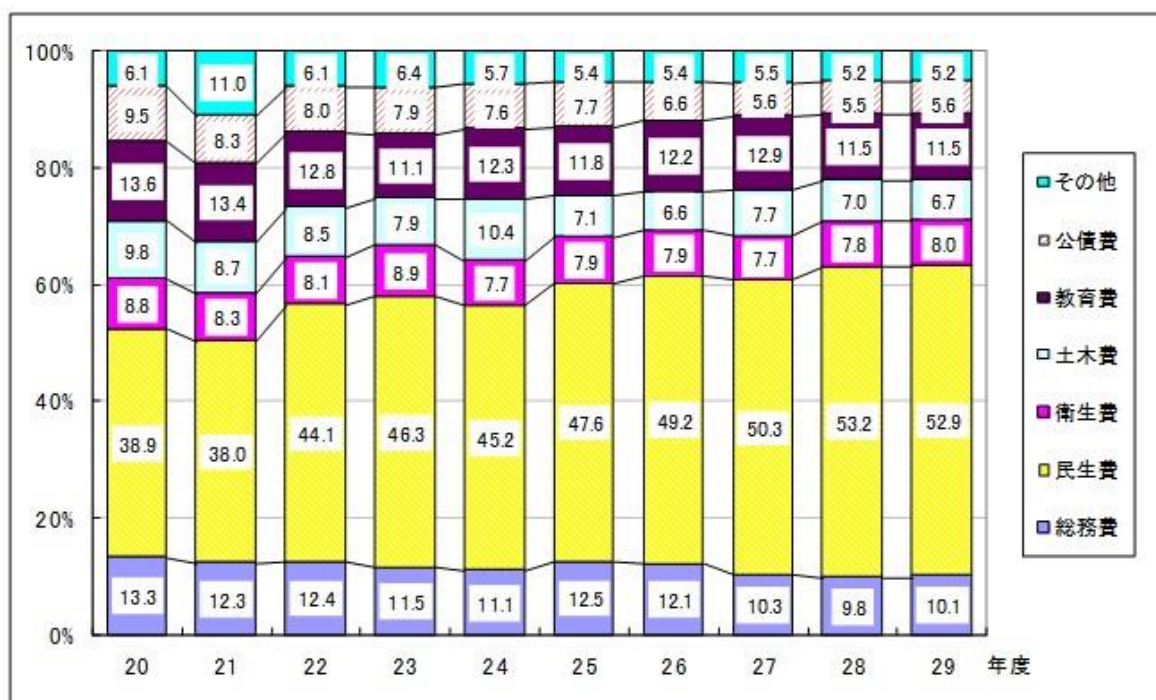
図表 3-2-4 は、小平市の目的別歳出の推移を、図表 3-2-5 は、小平市の目的別歳出の構成比の推移を表している。平成 20（2008）年度と平成 29（2017）年度を比較すると、最も大きく増加したのは民生費であり、最も大きく減少したのは公債費である。

図表 3-2-4 目的別歳出

（単位：億円・％）

	平 20 年度 2008	平 21 年度 2009	平 22 年度 2010	平 23 年度 2011	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	伸 率 20 年度- 29 年度
議会費*	4.1	4.2	4.3	5.5	4.9	4.6	4.7	4.9	4.6	4.6	12.2
総務費	65.6	65.4	68.7	64.9	66	71.7	72.9	63.3	60	63.5	△3.2
民生費	191.9	202.2	244.7	260.6	269.7	275.2	296	309.4	327.4	331.3	72.6
衛生費	43.7	44.3	45.1	50.3	45.8	45.9	47.4	47.4	48.2	50	14.4
労働費*	1.6	2.3	2.7	3.8	2.9	2.1	1.9	1.7	2.1	2.1	31.3
農業費*	1	0.7	0.9	1	1	0.8	0.9	1	1.1	1.7	70.0
商工費	1.8	30	2.3	1.9	1.7	1.7	1.7	2.7	1.7	1.7	△5.6
土木費	48.1	45.9	47	44.7	62.3	41	39.6	47.8	42.9	41.8	△13.1
消防費	21.8	21.4	23.9	23.5	23.4	22	22.9	23.5	22.3	22	0.9
教育費	67	71.3	71.2	62.5	73.4	68.2	73.5	79.4	70.7	71.9	7.3
災害復旧費	—	—	—	0.4	0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	皆増
公債費	47.1	44.2	44.7	44.5	45.2	44.3	39.8	34.3	34	35.2	△25.3
合 計	493.7	531.9	555.5	563.6	596.3	577.6	601.4	615.5	615.3	626	26.8

図表 3-2-5 目的別歳出の構成比（全体に占める割合）



(2) 性質別歳出

性質別歳出のうち、人件費*、扶助費*、公債費を義務的経費*といい、それ以外の費用を任意的経費という。義務的経費は支出が義務付けられているものであり、削減の難しい経費である。

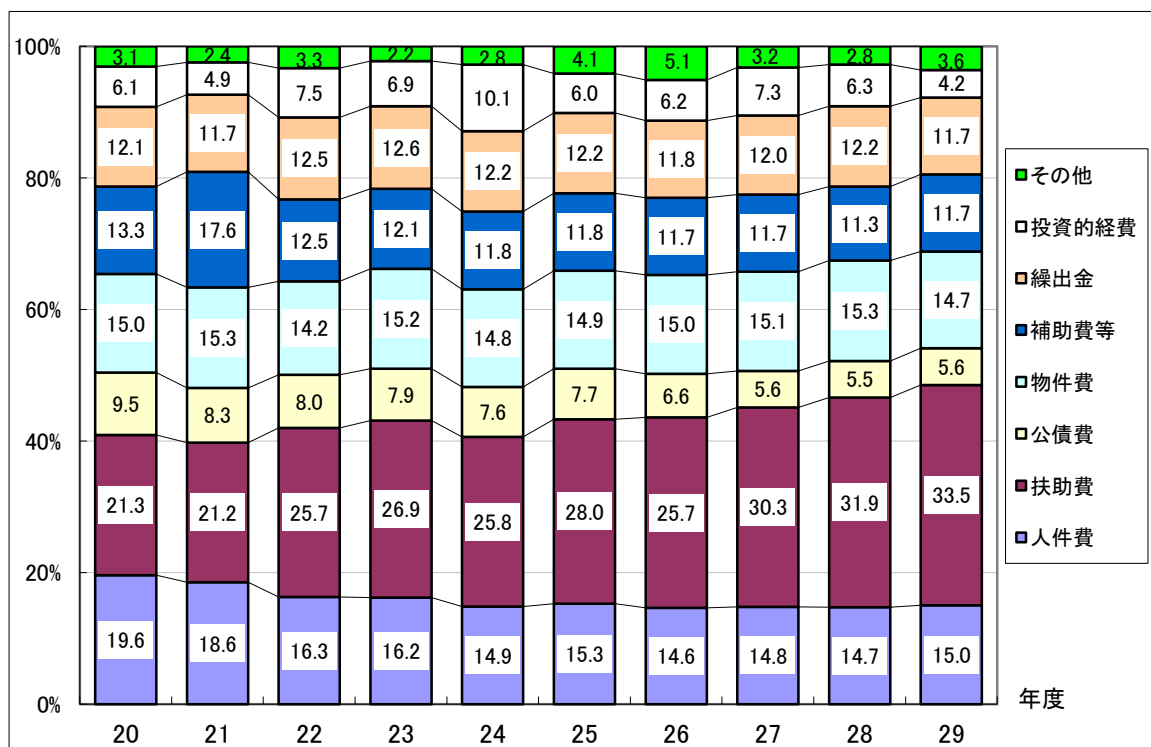
図表 3-2-6 は、小平市の性質別歳出の推移を、図表 3-2-7 は、小平市の性質別歳出の構成比の推移を表している。平成 20（2008）年度と平成 29（2017）年度を比較すると、義務的経費のうち、人件費及び公債費は減少しているものの、扶助費は増加している。一方、任意的経費では、ほとんどの項目で増加している。

図表 3-2-6 性質別歳出

(単位：億円・%)

	平 20 年度 2008	平 21 年度 2009	平 22 年度 2010	平 23 年度 2011	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	伸 率 20 年度- 29 年度
人 件 費	96.6	98.7	90.6	91.5	88.6	88.2	88.0	91.1	90.1	93.5	△ 3.2
扶 助 費	105.2	112.8	143.1	151.4	154.0	162.0	174.3	186.8	196.5	209.8	99.4
公 債 費	47.1	44.2	44.7	44.5	45.2	44.3	39.8	34.3	34.0	35.2	△ 25.3
小 計	248.9	255.7	278.4	287.4	287.8	294.5	302.1	312.2	320.6	338.5	36.0
物 件 費*	74.0	81.2	78.8	85.5	88.5	86.0	90.4	92.7	94.1	91.9	24.2
維持補修費	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2	2.3	2.6	2.8	2.0	2.1	23.5
補助費等*	65.5	93.5	69.2	68.5	70.6	68.0	70.3	71.9	69.3	73.4	12.1
積 立 金*	13.5	10.9	16.5	10.7	14.3	21.6	28.3	17.1	15.2	20.6	52.6
投資及び出資金	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	皆減
繰 出 金*	59.5	62.3	69.2	70.8	72.4	70.6	70.7	74.1	75.1	73.3	23.2
投資的経費*	30.0	26.2	41.5	38.7	60.5	34.6	37.0	44.7	39.0	26.2	△ 12.7
合 計	493.7	531.9	555.5	563.6	596.3	577.6	601.4	615.5	615.3	626.0	26.8

図表 3-2-7 性質別歳出の構成比（全体に占める割合）



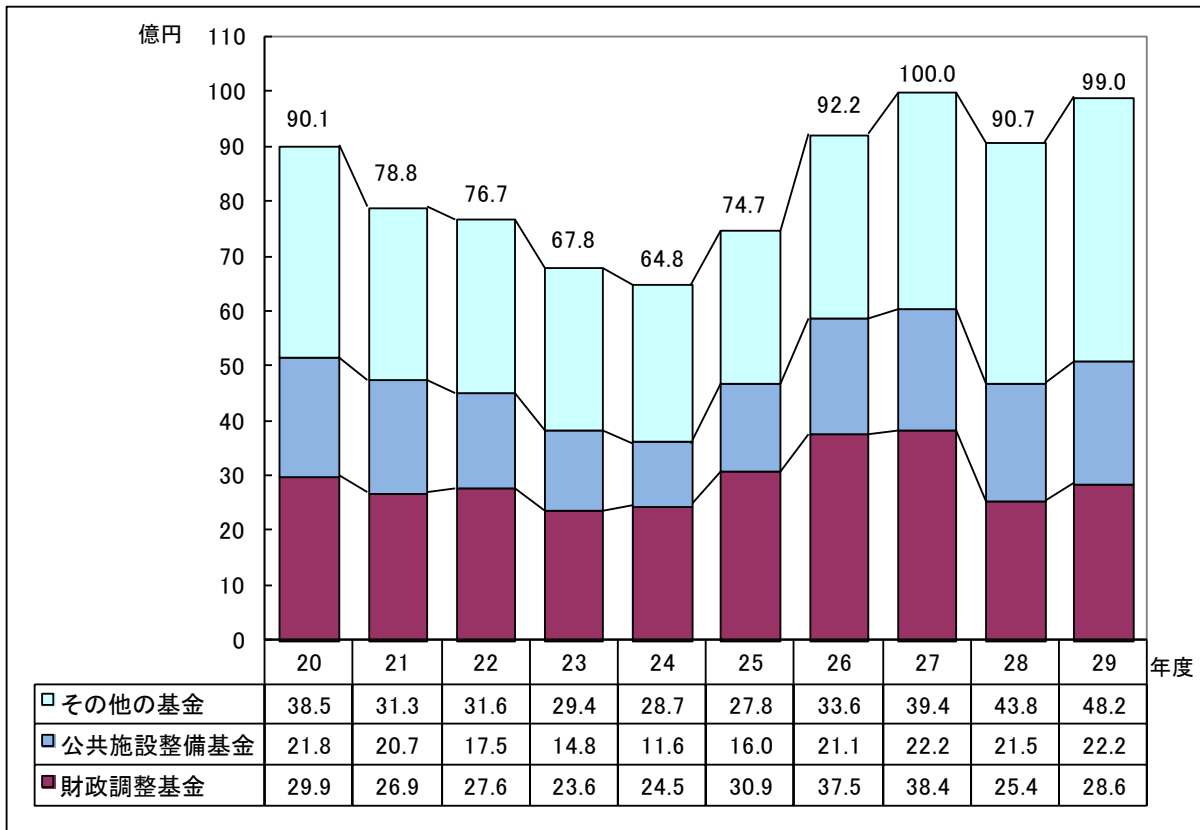
3 基金・市債等

(1) 基金*

図表 3-2-8 は、小平市の積立基金現在高の推移を表している。平成 29（2017）年度末の積立基金残高は 99 億円となっている。

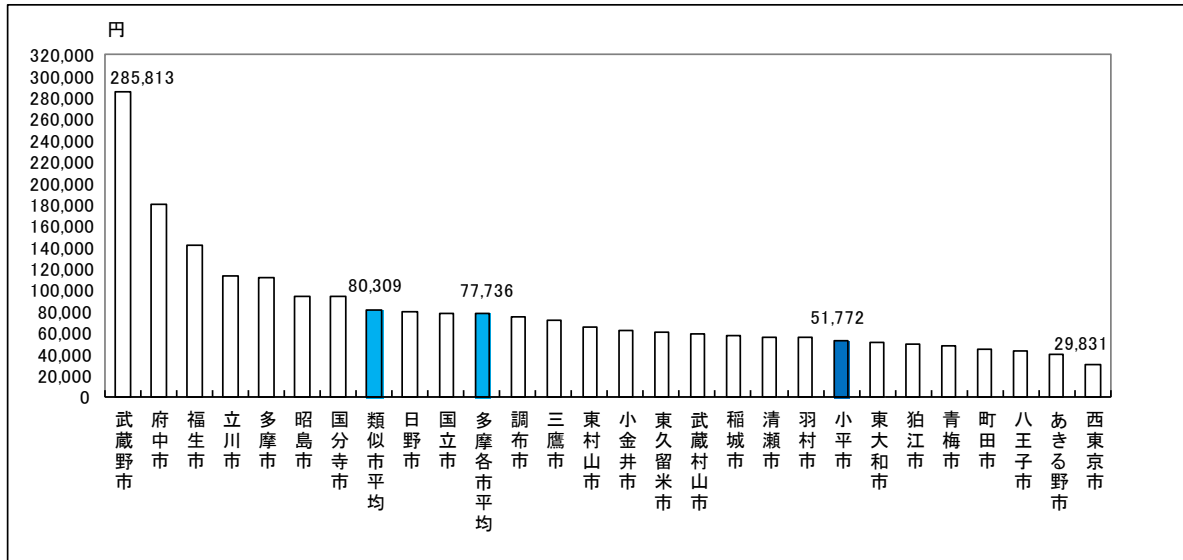
このうち、財政調整基金*は、予期しない収入の減少や災害など不測の支出増に備えるほか、計画的な財政運営を行うための重要な基金である。

図表 3-2-8 積立基金現在高

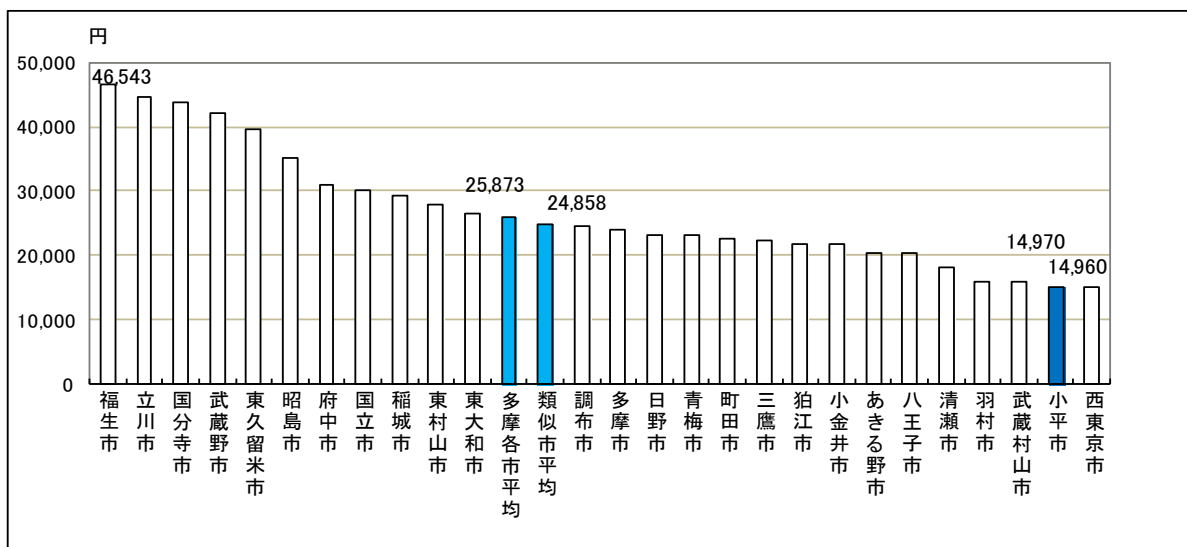


図表 3-2-9 は、多摩地域 26 市の市民一人当たりの積立基金現在高を、図表 3-2-10 は、多摩地域 26 市の市民一人当たりの財政調整基金現在高を、それぞれ多い順に表している。小平市はどちらの場合も多摩地域 26 市の中で少ないことが分かる。

図表 3-2-9 市民一人当たりの積立基金現在高（平成 29 年度決算）



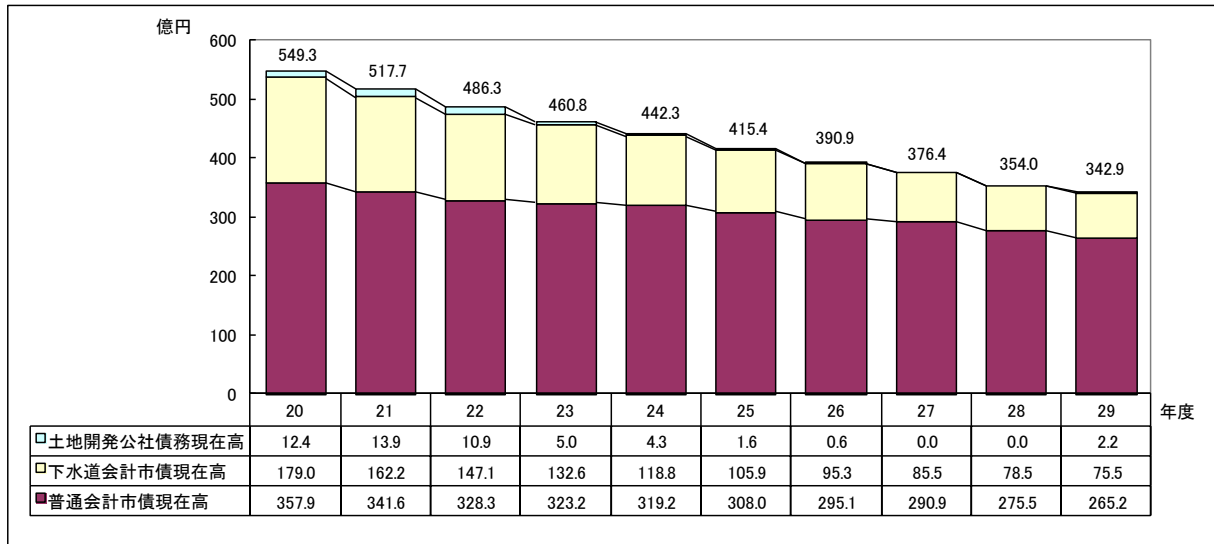
図表 3-2-10 市民一人当たりの財政調整基金現在高（平成 29 年度決算）



(2) 市債等

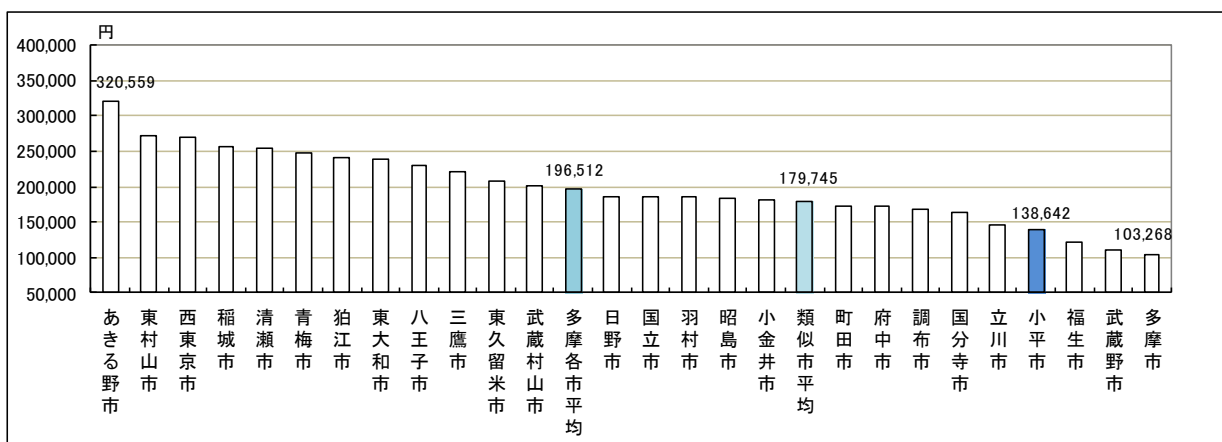
図表 3-2-11 は、小平市の市債等の現在高の推移を表している。市は、公共施設や下水管きょ等のインフラを整備する際に、市債を借入れ、資金を調達するとともに世代間の公平を保っているが、その他に土地開発公社も事業用地を先行取得する際に金融機関などから借入れを行っている。これらを合わせて市の債務と考えるが、総額は一貫して減少している。

図表 3-2-11 市債等の現在高



図表 3-2-12 は、多摩地域 26 市の市民 1 人当たりの普通会計市債現在高を多い順に表している。小平市は多摩地域 26 市の中で少ないことが分かる。

図表 3-2-12 市民 1 人当たりの普通会計市債現在高（平成 29 年度決算）



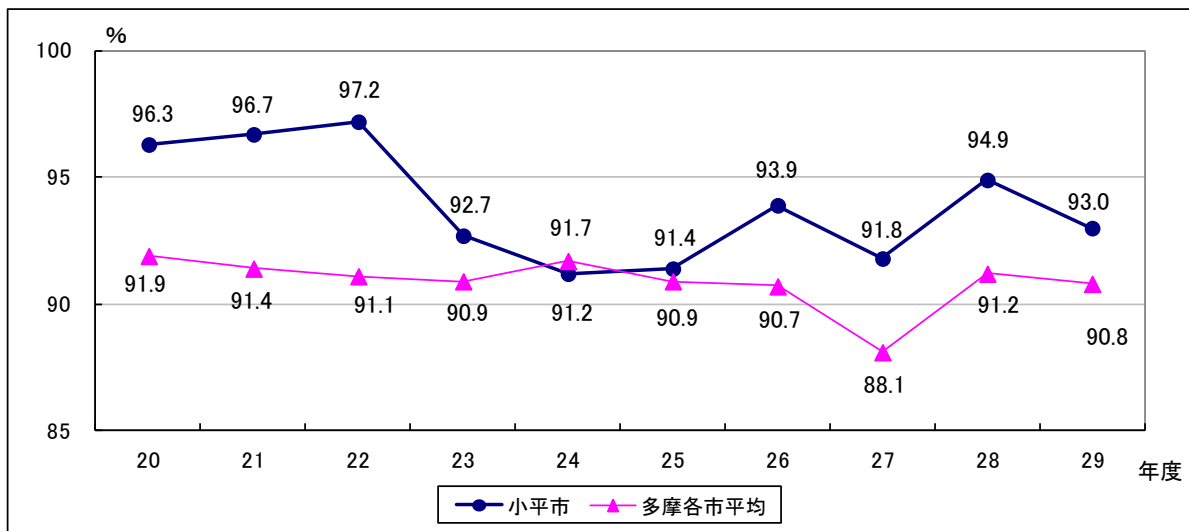
4 財政指標

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税などのように毎年度経常的に収入される一般財源*が、同じく経常的に支出される経費にどれくらい充当されているのかを示す指標である。家計にたとえれば、給料のような定期的に収入されるお金（経常収入）のうち、食費や光熱水費、住宅ローンの返済のように定期的な支出（経常支出）に、どれくらいのお金が使われているかを示すものである。

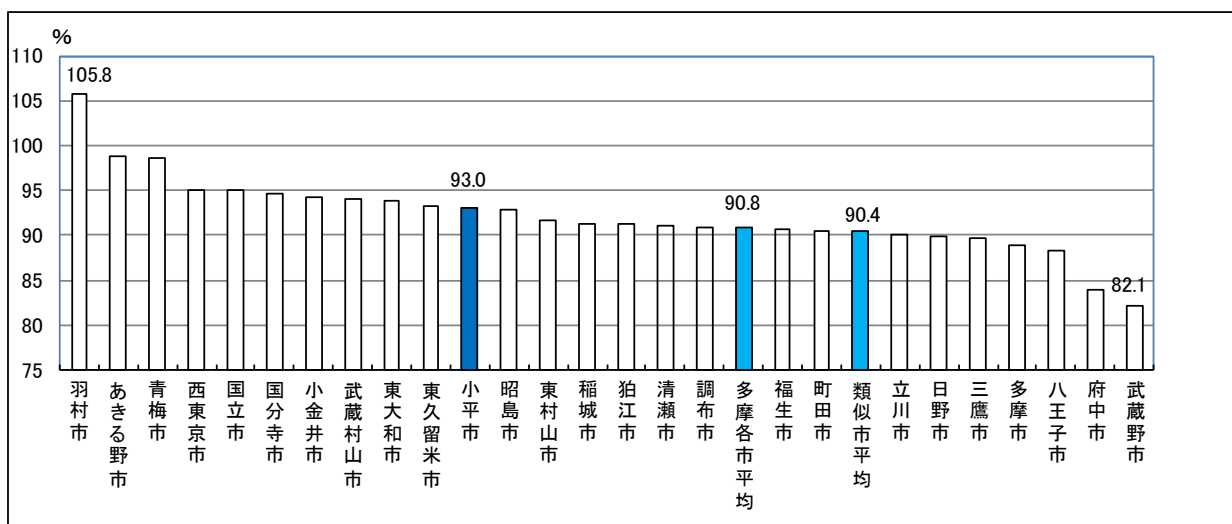
図表 3-2-13 は、小平市と多摩地域 26 市平均の経常収支比率の推移を表している。経常収支比率が低いほど、新しい事業や建設事業（政策的経費）などに、お金を振り分けることができるが、90%を超える高い状況が続いており、財政は硬直化している。

図表 3-2-13 経常収支比率



図表 3-2-14 は、多摩地域 26 市の経常収支比率を、割合の高い順に表している。小平市は割合の高い方から数えて 11 番目であり、多摩地域 26 市の平均より高いことが分かる。

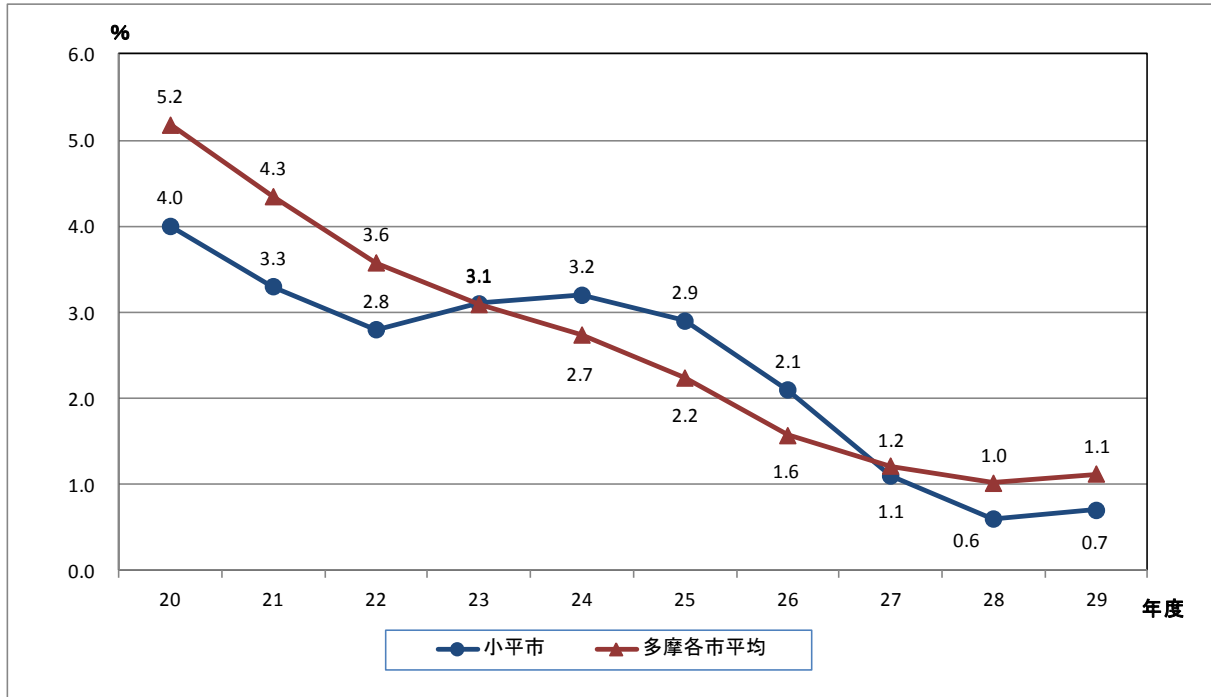
図表 3-2-14 多摩地域 26 市の経常収支比率（平成 29 年度決算）



(2) 実質公債費比率

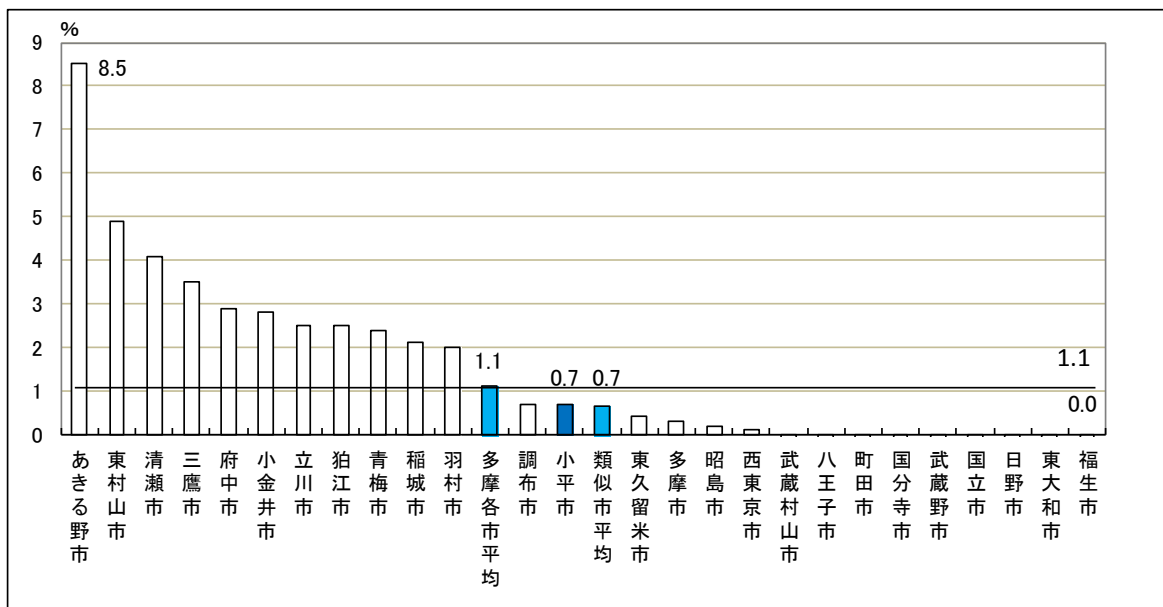
図表 3-2-15 は、小平市と多摩地域 26 市平均の実質公債費比率（市が負担する償還金の標準財政規模（地方自治体の標準的な財政規模を示す指標）に対する比率）の推移を表している。市債の償還が進んでいることから減少傾向にあり、多摩地域 26 市の平均より低いことが分かる。

図表 3-2-15 実質公債費比率



図表 3-2-16 は、多摩地域 26 市の実質公債費比率を、割合が高い順に表している。小平市は多摩地域 26 市の平均より低いことが分かる。

図表 3-2-16 多摩地域 26 市の実質公債費比率（平成 29 年度決算）



5 財務諸表

市では、「総務省方式改訂モデル」を採用した財務書類を平成 27（2015）年度決算まで作成・公表をおこなってきた。平成 28（2016）年度決算の財務書類からは、総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を受け、「統一的な基準」による財務書類を作成している。

決算期末時点において保有するすべての資産、負債等の財政状況を一覽的に表示したものが貸借対照表である。

貸借対照表の左側（借方）には市の資産（市民の財産）、右側（貸方）には負債（将来の世代の負担）と純資産（今までの世代による負担）が計上されており、資産＝負債＋純資産という関係にある。

図表 3-2-17 は、小平市の貸借対照表（一般会計*等）を表している。積極的に市債残高を減らしてきたことで、平成 28（2016）年度決算における将来世代負担比率（地方債残高÷有形固定資産×100）は 13.3%となり、一般に標準とされる 15～40%を下回っている。

ただし、今後は駅前再開発や街路・公園整備などのまちづくりや、公共施設の更新等がひかえていることから、市債残高は増え、将来世代負担比率は高くなると見込まれる。

図表 3-2-17 貸借対照表（一般会計等）（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	221,243,863	固定負債	30,198,653
有形固定資産	211,413,988	地方債	24,225,654
事業用資産	133,474,392	長期未払金	513,452
インフラ資産	74,967,760	退職手当引当金	5,459,548
物品	2,971,837	流動負債	4,025,321
無形固定資産	91,080	1年内償還予定地方債	3,324,310
投資その他の資産	9,738,794	未払金	67,091
流動資産	4,696,581	賞与等引当金	504,503
現金預金	1,772,401	預り金	129,416
未収金	261,945	その他	0
基金	2,747,217	負債合計	34,223,974
徴収不能引当金	△ 84,982	【純資産の部】	
		固定資産等影成分	226,677,112
		余剰分(不足分)	△ 34,960,643
		純資産合計	191,716,469
資産合計	225,940,443	負債及び純資産合計	225,940,443

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるもの

第3節 個人市民税の分析

市税収入全体の43.6%（平成29（2017）年度決算）を占める個人市民税について詳細分析を行う。

個人市民税は、歳入の根幹となる市税の中でも最も大きな割合を占めており、その動向は景気のほか、人口や住民の年齢層に大きく左右される。ここでは、小平市の近年における人口と個人市民税の動向を世代間、男女別で集計することにより、それが個人市民税に対してこれまでどのように影響し又は将来にどのように影響していくかについて分析する。

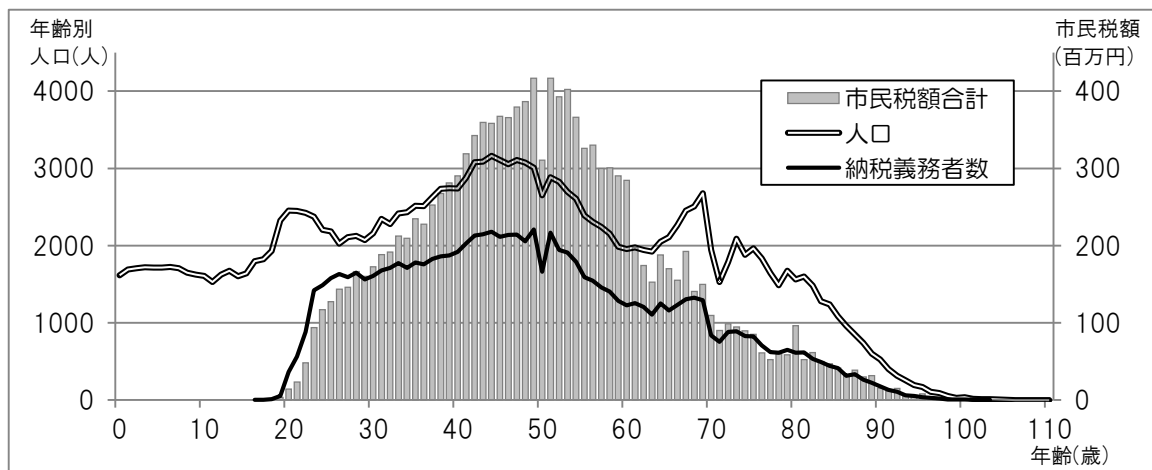
なお、本節における分析の基となるデータは、人口については各年度の初日の属する年の1月1日時点、個人市民税については平成30（2018）年6月時点で抽出した各年度の数値（給与特別徴収分については各年6月から翌年5月までの集計、また退職分離課税分を除く。）である。

また、本節においては、個人市民税の賦課決定額を「市民税額」といい、市民税額を人口で除して算出した額を「人口1人当たり市民税額」といい、人口に占める納税義務者数の割合を「納税義務者割合」という。

1 平成29（2017）年度の状況

図表3-3-1は、小平市の年齢別の人口、納税義務者数、市民税額合計を表している。各項目についてはいずれも40歳代が最も多い結果となったが、人口1人当たり市民税額については50歳代が最も高くなった。また、納税義務者割合については、全体として人口の約5割が納税義務者であったが、30歳代が最も割合が高く、30歳代の人口の約7割が納税義務者であった。

図表3-3-1 年齢別の人口、納税義務者数、市民税額合計（平成29年度）



なお、平成 29（2017）年度における男女別の集計では、人口は男性約 9 万 4 千人、女性約 9 万 6 千人に対して、納税義務者数は男性約 6 万人、女性約 3 万 3 千人であり、市民税額合計は男性約 104 億円、女性約 31 億円、人口 1 人当たり市民税額は男性約 11 万 1 千円・女性約 3 万 2 千円となった。（P.133～134 参-1～4 参照）

2 直近5年間の推移

（1）人口及び納税義務者数の推移

図表 3-3-2 は、小平市の男女別人口、納税義務者数と納税義務者割合の推移を表している。人口の増に伴って納税義務者数も増加しており、納税義務者割合については、5 年間で 1.2 ポイント増加している。

また、納税義務者割合の推移を男女別でみると、5年間で男性は 0.1 ポイントの増加に対して、女性は 2.8 ポイントの増加となっていることから、女性の就労が進んでいる社会的背景を反映して、小平市においても同様の状況であることがうかがえる。

図表 3-3-2 男女別人口、納税義務者数と納税義務者割合

（単位：人・％）

	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	29 年度 -24 年度
人 口	180,314	185,677	186,339	186,957	188,608	189,885	9,571
男	89,449	91,970	92,041	92,231	93,107	93,657	4,208
女	90,865	93,707	94,298	94,726	95,501	96,228	5,363
納税義務者数 （納税義務者割合）	86,221 47.8%	87,500 47.1%	88,162 47.3%	89,221 47.7%	91,346 48.4%	93,042 49.0%	6,821 1.2%
男 （納税義務者割合）	57,238 64.0%	58,184 63.3%	58,280 63.3%	58,542 63.5%	59,417 63.8%	60,069 64.1%	2,831 0.1%
女 （納税義務者割合）	28,276 31.1%	29,047 31.0%	29,636 31.4%	30,389 32.1%	31,572 33.1%	32,626 33.9%	4,350 2.8%

※納税義務者数については、性別不明の場合は男女別に計上していないため、合計と一致しないことがある。

（2）世代別・男女別における市民税額の推移

図表 3-3-3 は、世代別・男女別の市民税額合計及び人口 1 人当たり市民税額の推移を表している。市民税額は、5 年間で約 7 億 4 千万円増加しており、男女別の市民税額合計は、男性は約 3 億 6 千万円、女性は約 3 億 8 千万円それぞれ増加している。

世代別における推移の特徴としては、50 歳代の市民税額合計の増加が顕著であり、5 年間で約 5 億 5 千万円増加（19.1%の増）し、同期間における全世代合計の市民税額増加分の約 7 割を占めている。

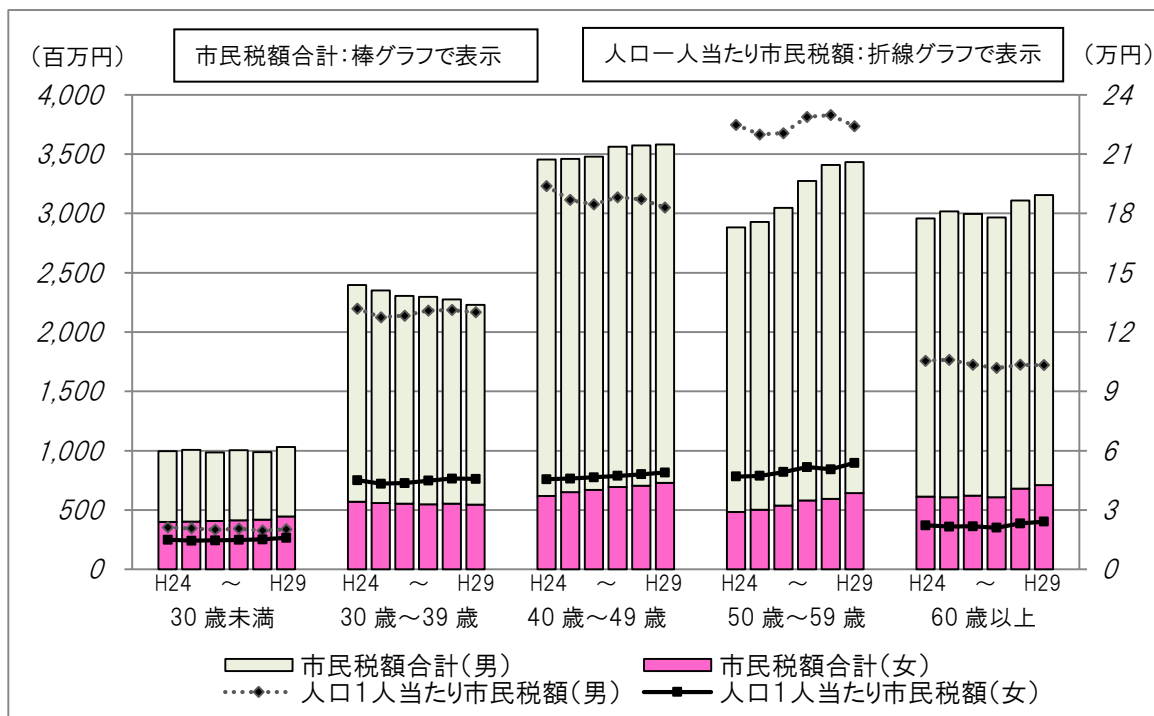
また、人口 1 人当たり市民税額については、男性は横ばい又は微減で推移したが、女性は全世代において増加し、特に 50 歳代は約 7 千円増（14.5%の増）となり、女性の市民税額合計の増に大きな影響があった。

各世代の推移に関する特徴は、次のとおりである。

- ① 30 歳未満は、女性は人口・納税義務者数共に増加したが、男性は人口については増加したものの納税義務者数は減となり、市民税額はほぼ横ばいとなった。

- ② 30歳代は、人口減に伴う納税義務者数の減により、男女ともに市民税額が減となった。
- ③ 40歳代は、人口増に伴う納税義務者数の増により市民税額が増となったが、人口1人当たり市民税額は、男性が約1万1千円減となった一方、女性が約3千円増となったことから、市民税額は男性よりも女性が大きく増加した。
- ④ 50歳代は、人口1人当たり市民税額が全世代の中で最も高いうえに、人口が16.2%増加し、納税義務者数が24.8%増加したことから市民税額が大幅増となった。
- ⑤ 60歳以上は、人口増に伴う納税義務者数の増により市民税額が増となった。

図表 3-3-3 世代別・男女別の市民税額合計及び人口1人当たり市民税額



(3) 分析及び今後の見込み

近年の傾向からは、女性の就労に伴う女性納税義務者数の増や人口1人当たり市民税額の増、50歳代の人口増に伴う納税義務者数の増などが特徴的であり、これらが市民税額の増につながった。

また、景気の動向による市民税額への影響については、ここ数年日本経済は緩やかな回復基調が続いていることから、全国的には給与水準の上昇や雇用環境の改善による影響があったと考えられるが、今回分析を行った平成24(2012)年から平成29(2017)年までの間においては、男性の納税義務者割合及び男女合わせた全体の1人当たり市民税額が横ばいであったことから、景気の動向による影響については捉えることが困難であった。

今後の見込みとして、市民税額の増減は、人口の増減、またそれに伴う納税義務者数の増減による影響が大きいことから、景気回復や制度改正などによる特段の所得増や納税義務者割合の増加がない場合は、今後の人口の推移が市民税額を左右していくと考えられる。

また、30歳代の人口はすでに減少傾向にあり、近い将来においては、人口1人当たり市民税額の高い40歳代、50歳代人口が全体人口に占める割合も低下していくことが見込まれることから、市民税額は、人口減少割合を上回る減少割合となることが予想される。

参考データ

参-1 男女別世代別人口の推移

(単位：人)

	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	29 年度 -24 年度
男性計	89,449	91,970	92,041	92,231	93,107	93,657	4,208
30 歳未満	28,094	29,107	28,851	28,671	28,923	28,993	899
30～39 歳	13,840	14,057	13,662	13,368	13,124	12,958	▲ 882
40～49 歳	14,620	15,042	15,221	15,252	15,331	15,584	964
50～59 歳	10,667	11,021	11,377	11,769	12,251	12,450	1,783
60 歳以上	22,228	22,743	22,930	23,171	23,478	23,672	1,444
女性計	90,865	93,707	94,298	94,726	95,501	96,228	5,363
30 歳未満	26,672	27,874	27,833	27,728	27,796	28,020	1,348
30～39 歳	12,664	12,943	12,656	12,234	12,074	11,921	▲ 743
40～49 歳	13,583	14,154	14,354	14,661	14,646	14,886	1,303
50～59 歳	10,311	10,643	10,909	11,230	11,725	11,926	1,615
60 歳以上	27,635	28,093	28,546	28,873	29,260	29,475	1,840

参-2 男女別世代別納税義務者数の推移

(単位：人)

	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	29 年度 -24 年度
男性計	57,238	58,184	58,280	58,542	59,417	60,069	2,831
30 歳未満	6,519	6,519	6,286	6,160	6,270	6,373	▲ 146
30～39 歳	11,969	11,997	11,711	11,541	11,413	11,318	▲ 651
40～49 歳	12,725	12,945	13,134	13,237	13,355	13,629	904
50～59 歳	8,912	9,264	9,596	10,028	10,475	10,686	1,774
60 歳以上	17,113	17,459	17,553	17,576	17,904	18,063	950
女性計	28,276	29,047	29,636	30,389	31,572	32,626	4,350
30 歳未満	5,606	5,638	5,660	5,736	5,894	6,225	619
30～39 歳	6,225	6,240	6,176	6,158	6,212	6,197	▲ 28
40～49 歳	6,007	6,343	6,557	6,898	7,084	7,396	1,389
50～59 歳	4,421	4,680	4,941	5,258	5,776	6,034	1,613
60 歳以上	6,017	6,146	6,302	6,339	6,606	6,774	757

※年齢不明の場合は区分別に計上していないため、合計と一致しないことがある。

参-3 男女別世代別市民税額合計の推移

(単位：百万円)

	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	29 年度 -24 年度
男性計	9,998	10,038	10,025	10,262	10,403	10,357	359
30 歳未満	596	603	579	590	570	585	▲ 11
30～39 歳	1,825	1,792	1,753	1,749	1,721	1,685	▲ 140
40～49 歳	2,835	2,810	2,810	2,870	2,869	2,852	17
50～59 歳	2,398	2,424	2,509	2,693	2,814	2,790	392
60 歳以上	2,345	2,410	2,374	2,360	2,429	2,445	100
女性計	2,688	2,723	2,786	2,842	2,950	3,073	385
30 歳未満	399	403	407	413	419	447	48
30～39 歳	571	560	552	548	554	545	▲ 26
40～49 歳	619	650	668	693	704	729	110
50～59 歳	484	503	537	581	593	641	157
60 歳以上	614	606	621	607	679	710	96

※年齢不明の場合は区分別に計上していないため、合計と一致しないことがある。

参-4 男女別世代別人口 1 人当たり市民税額の推移

(単位：円)

	平 24 年度 2012	平 25 年度 2013	平 26 年度 2014	平 27 年度 2015	平 28 年度 2016	平 29 年度 2017	29 年度 -24 年度
男性計	111,778	109,141	108,917	111,267	111,728	110,588	▲ 1,190
30 歳未満	21,227	20,701	20,072	20,577	19,693	20,187	▲ 1,040
30～39 歳	131,857	127,447	128,333	130,856	131,141	130,027	▲ 1,830
40～49 歳	193,891	186,785	184,583	188,175	187,109	183,011	▲ 10,881
50～59 歳	224,800	219,924	220,550	228,838	229,693	224,106	▲ 693
60 歳以上	105,476	105,977	103,520	101,841	103,479	103,287	▲ 2,189
女性計	29,580	29,055	29,544	30,002	30,891	31,933	2,353
30 歳未満	14,961	14,464	14,627	14,903	15,088	15,947	986
30～39 歳	45,096	43,271	43,645	44,792	45,869	45,712	615
40～49 歳	45,571	45,901	46,563	47,250	48,099	48,988	3,416
50～59 歳	46,975	47,295	49,199	51,705	50,597	53,783	6,808
60 歳以上	22,228	21,585	21,768	21,037	23,211	24,103	1,875

第4節 一般財源の分析

予算の財源は、「特定財源*（国庫支出金や都支出金など用途が特定されているもの）」と「一般財源（市税など財源としての用途が制約されず、自由な使い方ができるもの）」に区分できる。平成29（2017）年度決算額でみると、特定財源は223.9億円、一般財源は417.5億円である。

多くの事業は、特定財源と一般財源を組み合わせる実施することから、一般財源がなければ事業は実施できない。つまり、自由な使い方ができる一般財源の範囲内で事業を取捨選択して実施することになるため、財政運営上、一般財源の状況把握は重要になる。

そこで、決算の財源のうち一般財源だけを抽出し（普通会計ベース）、状況把握を行う。

1 一般財源の概要

（1）歳入

平成29（2017）年度歳入決算額は641.4億円（図表3-2-1）で、うち一般財源は417.5億円である。一般財源の主なものは、市税311.7億円、地方消費税交付金38.3億円及び地方交付税等（臨時財政対策債及び地方交付税）21.5億円である（図表3-4-2）。

（2）歳出

① 目的別

平成29（2017）年度歳出決算額は626億円（図表3-2-4）で、うち一般財源は402億円である。一般財源のうち、目的別で最も割合が高いのは民生費で、156億円（38.8%）となっている（図表3-4-3）。

② 性質別

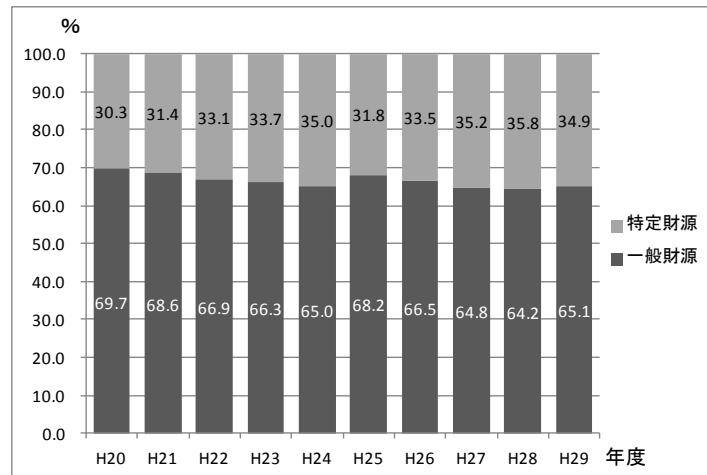
平成29（2017）年度決算額（図表3-2-6）及び一般財源は①目的別と同額である。一般財源のうち、義務的に支払う義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）は45.1%となっている（図表3-4-4）。

2 一般財源の推移

(1) 歳入

図表 3-4-1 は、小平市の特定財源と一般財源の割合の推移を表している。

図表 3-4-1 特定財源と一般財源の割合

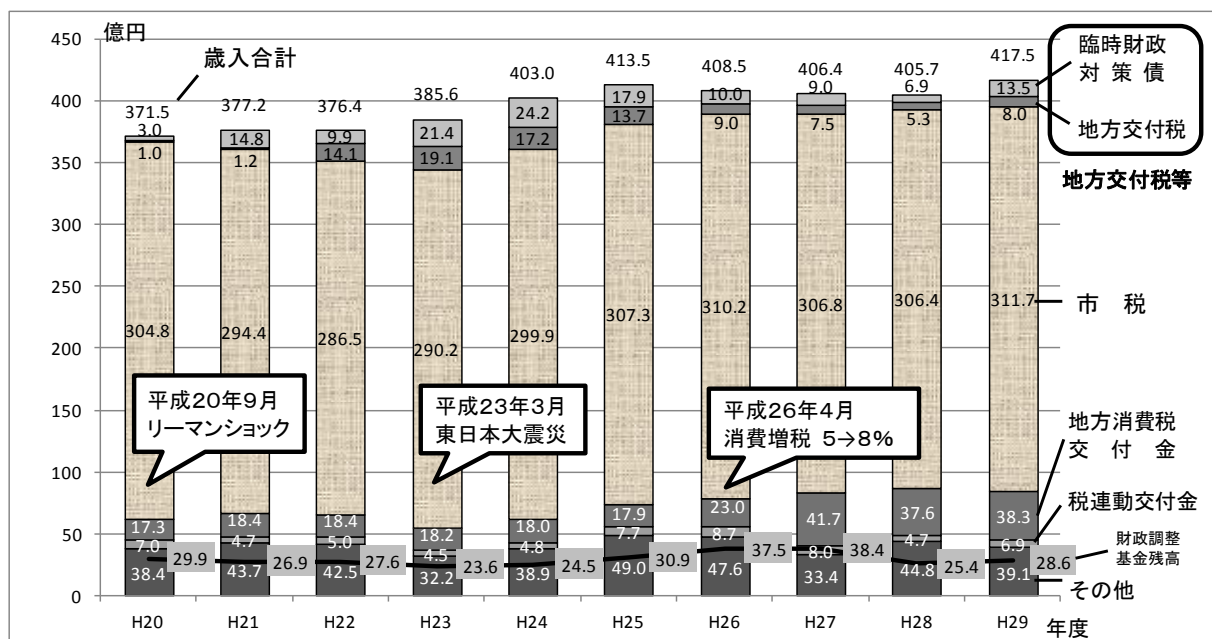


図表 3-4-2 は、小平市の歳入内訳の推移を表している。10年前と比較すると、歳入総額は46億円増加している。

増加の主なものは、地方消費税交付金(21億円)、臨時財政対策債(10.5億)、地方交付税(7.0億円)及び市税(6.9億円)である。

歳入の根幹である市税の割合は、平成22(2010)年度以降地方交付税が交付されてからは、75%程度となっている。

図表 3-4-2 歳入の推移(一般財源)

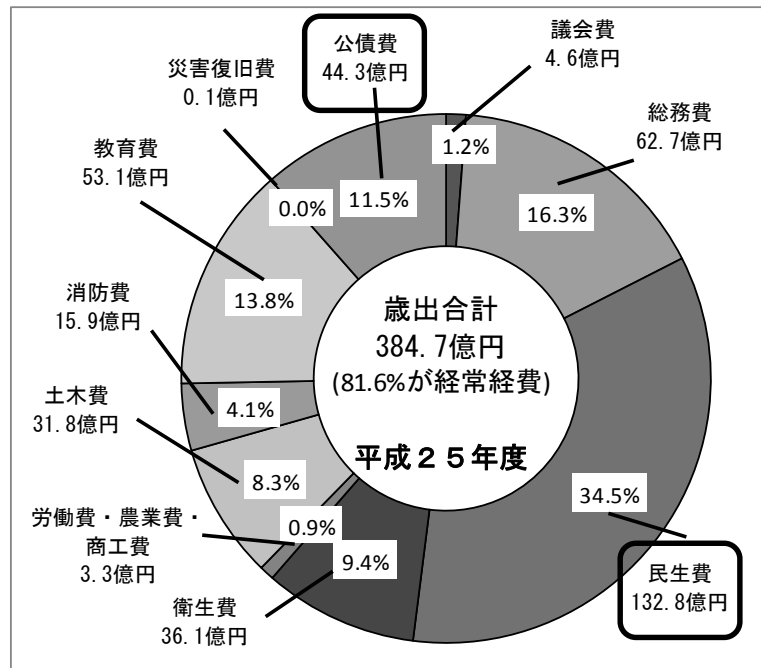
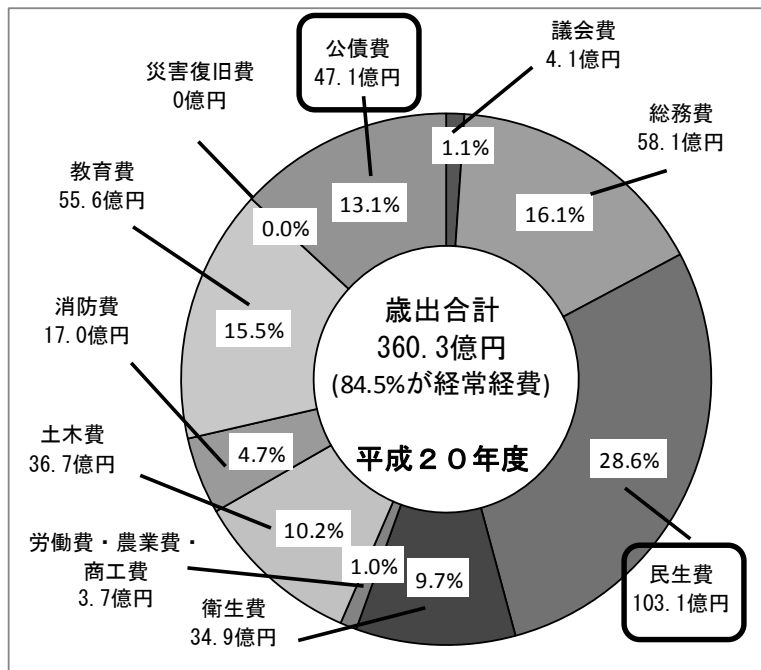


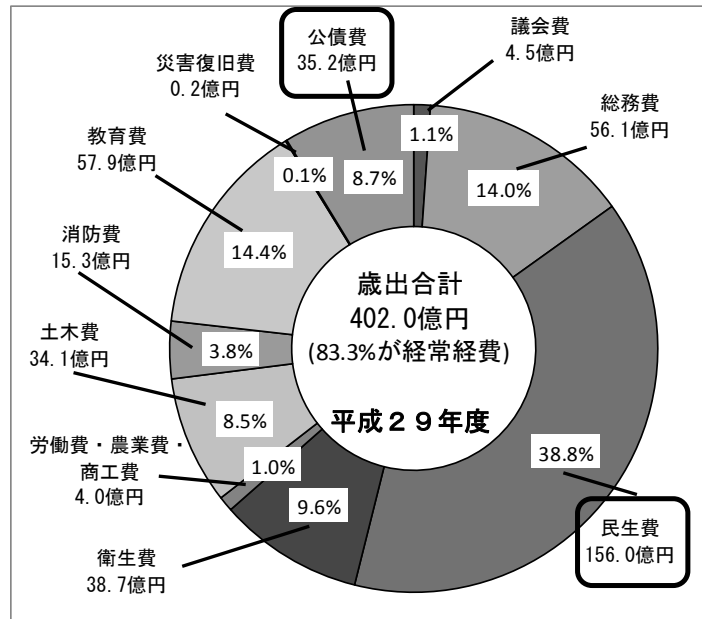
(2) 歳出

① 目的別

図表 3-4-3 は、小平市の一般財源の目的別歳出の割合を年度別に表している。10 年前と比較すると、歳出合計は 41.7 億円増加している。増減の主なものは、民生費（52.9 億円増）及び公債費（11.9 億円減）である。

図表 3-4-3 一般財源の目的別歳出



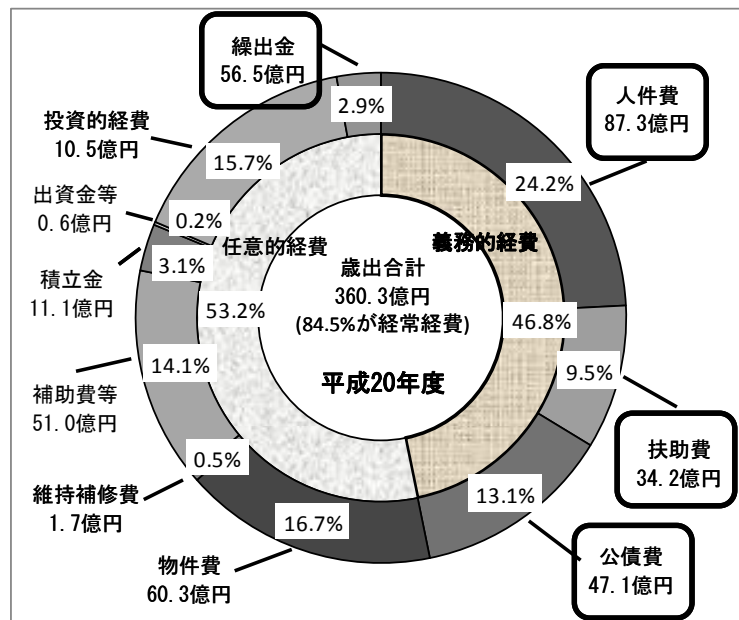


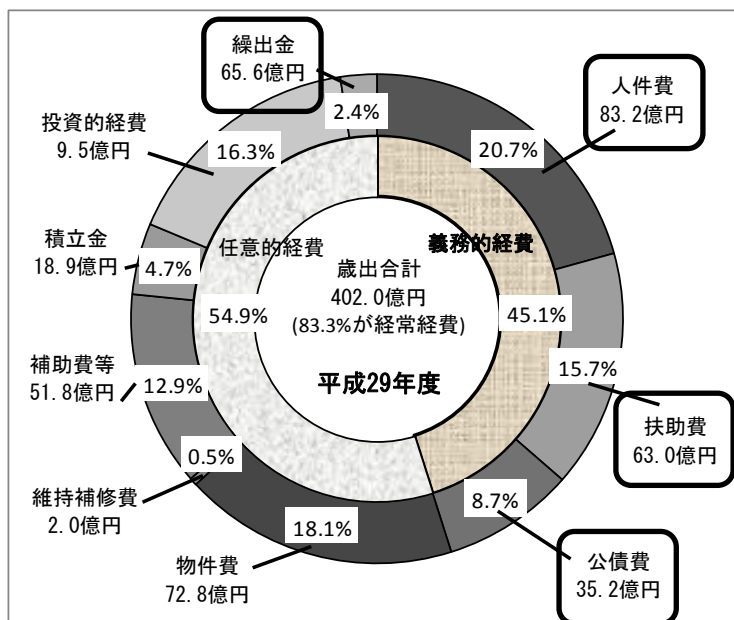
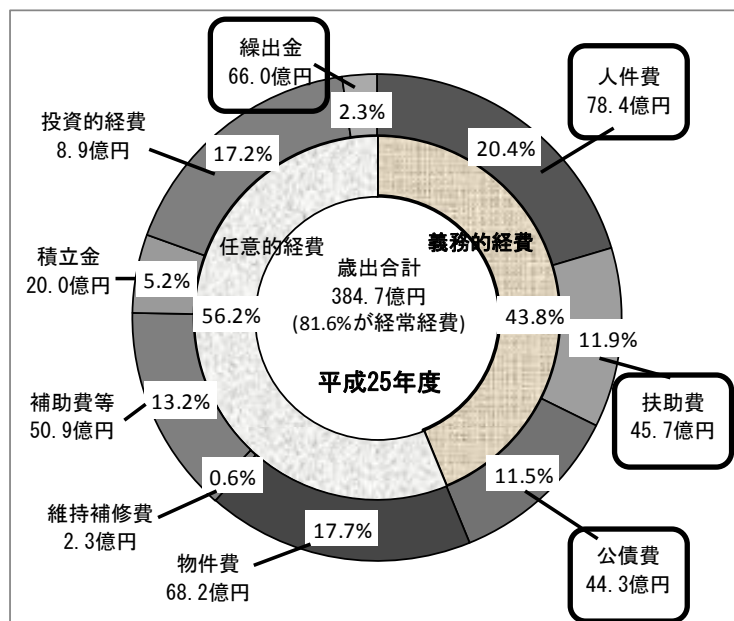
② 性質別

図表 3-4-4 は、小平市の一般財源の性質別歳出の割合を年度別に表している。10年前と比較すると、義務的経費の割合は大きく変化していないが、構造が変化していることが分かる（扶助費 28.8 億円増、公債費 11.9 億円減、人件費 4.1 億円減）。

もう一つの特徴として、任意的経費のうち特別会計*への繰出金が 9.1 億円増加していることが分かる。

図表 3-4-4 一般財源の性質別歳出





3 一般財源の解析

一般財源の推移で確認した主な増減項目について、解析する。

今後の傾向見込みについては、次期長期総合計画の計画期間である平成44(2032)年度までの傾向を示す(増・減)。ただし、社会・経済情勢、あるいは制度改正等によって変動が予想され予測が難しいものについては、「新 中期的な施策の取組み方針・実行プログラム 平成31年2月」の推計値(平成32年度までの推計値)を使用する(増・減)。

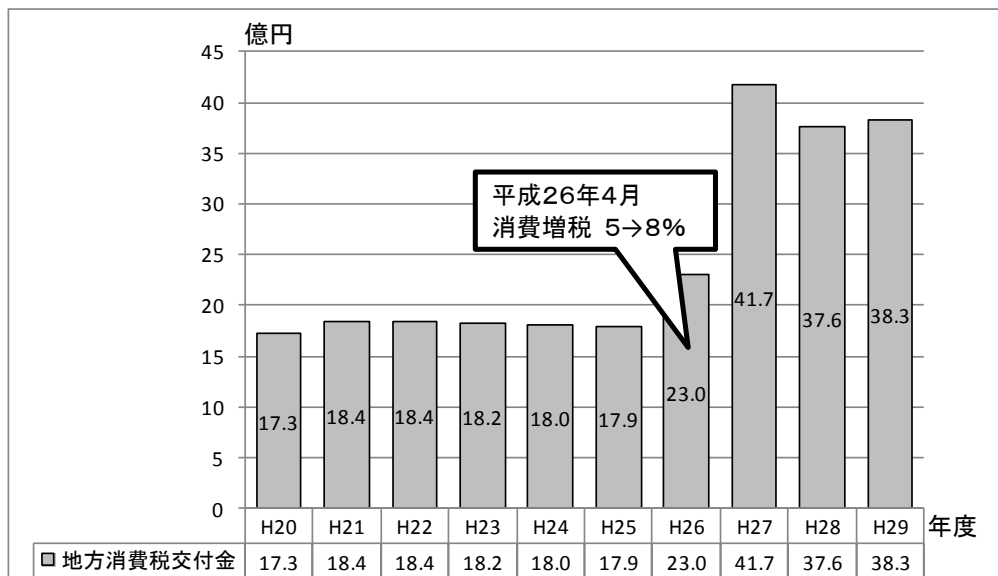
(1) 歳入(今後見込み 減)

① 地方消費税交付金(今後見込み 増)

図表3-4-5は、小平市の地方消費税交付金の推移を表している。平成27(2015)年度は、平成26(2014)年4月の消費税増税(5%→8%)の影響などから大幅に増加した。

平成29(2017)年度は、税制改正による清算基準の見直しにより東京都において不利な算定方法である「人口」の割合(15.0%→17.5%)となったものの、消費が好調なことから前年度に比べ0.7億円の増となった。今後は、平成31(2019)年10月に予定されている消費税増税(8%→10%)に伴い増加が見込まれる。

図表3-4-5 地方消費税交付金



② 地方交付税等（特別交付税*を除く）

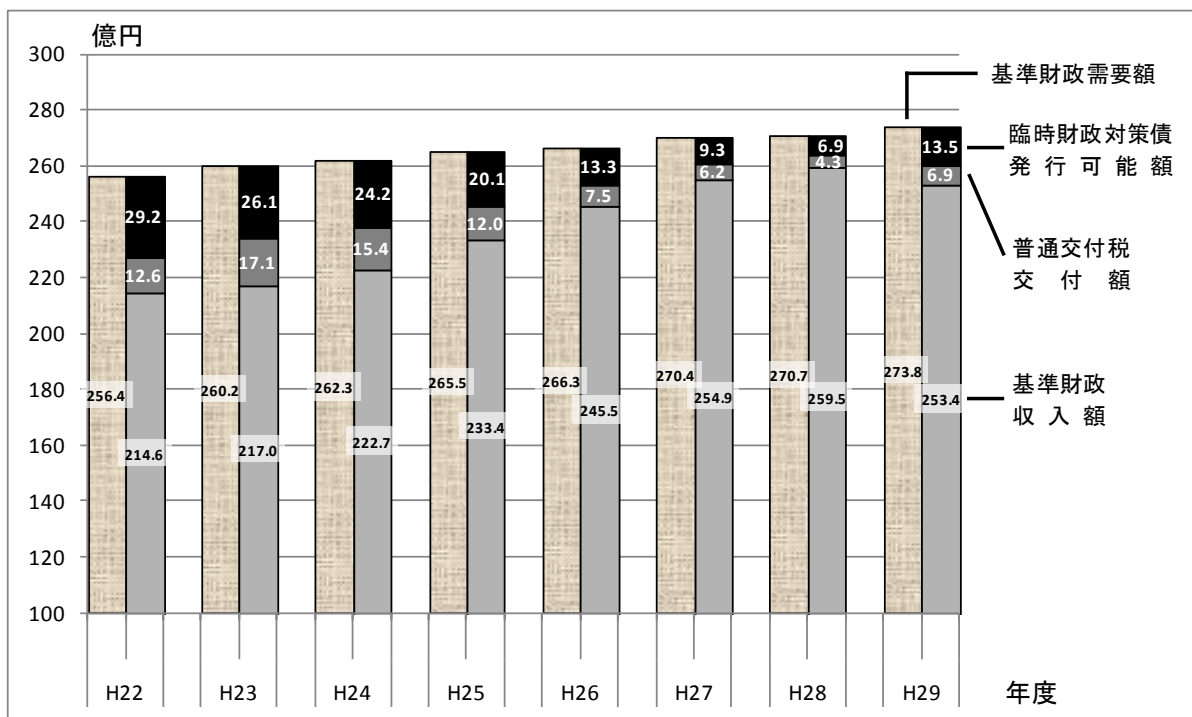
（今後見込み 臨時財政対策債の発行及び普通交付税の交付は続く）

図表 3-4-6 は、小平市の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移を表している。市では、一定の行政水準を維持するための財源が足りず（基準財政収入額が基準財政需要額を下回る状況）、平成 22（2010）年度以降普通交付税が交付され、また臨時財政対策債（一般的には赤字地方債と言われている）の発行が続いている。

財源不足額は、市税等の増により平成 28（2016）年度まで減少傾向であったが、平成 29（2017）年度は市税及び地方消費税交付金がともに減少したことから増加した。

今後は、市税の減少等に伴い、臨時財政対策債の発行及び普通交付税の交付は続く傾向にあると見込まれる。

図表 3-4-6 普通交付税と臨時財政対策債発行可能額



※錯誤措置額及び調整額を反映し、また基準財政需要額には臨時財政対策債振替相当額を含め、特別交付税は除いている。また、便宜的に、基準財政需要額と臨時財政対策債発行可能額を分けている。

図表 3-4-7 は、小平市の臨時財政対策債の発行状況を表している。市は発行を抑制しながら財政運営を行ってきたが、近年は、基金残高の減少や低金利等を理由に発行可能額満額の発行を行っている状況である。

図表 3-4-7 臨時財政対策債の発行状況

(単位: 億円)

	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度	平 25 年度	平 26 年度	平 27 年度	平 28 年度	平 29 年度
発行可能額	29.2	26.1	24.2	20.1	13.3	9.3	6.9	13.5
発行額 (借入額)	9.9	21.1	24.2	17.5	10.0	9.0	6.9	13.5

③ 市税（今後見込み **減**）

市税は、平成 20（2008）年 9 月のリーマンショックの影響により平成 21（2009）年度から平成 22（2010）年度まで減少したが、それ以降は景気の回復傾向から法人市民税が回復したことで平成 26（2014）年度まで増加した。

平成 27（2015）年度は、法人住民税法人割の一部国税化や大手法人の転出の影響などにより減少し、平成 28（2016）年度は個人市民税（所得割）が増となったものの、大手法人の業績の伸び悩みなどにより法人市民税（法人税割）が減少したことが影響し減少した。平成 29（2017）年度は景気の回復傾向や人口微増などによる納税義務者の増により個人市民税及び法人市民税が増加したことなどにより増加した。

今後は、景気の動向や社会・経済情勢、あるいは制度改正等により大きく変動するが、人口が減少に転じる平成 32（2020）年以降、減少すると見込まれる。

コラム

一般財源における、普通交付税の割合は？

歳出（一般財源）に占める基準財政需要額の割合は、おおむね 7 割程度でこの 10 年間大きく変わっていない（図表コ-3 参照）。一方、歳入（一般財源）に占める基準財政収入額、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額の割合は、増減している（図表コ-2）。

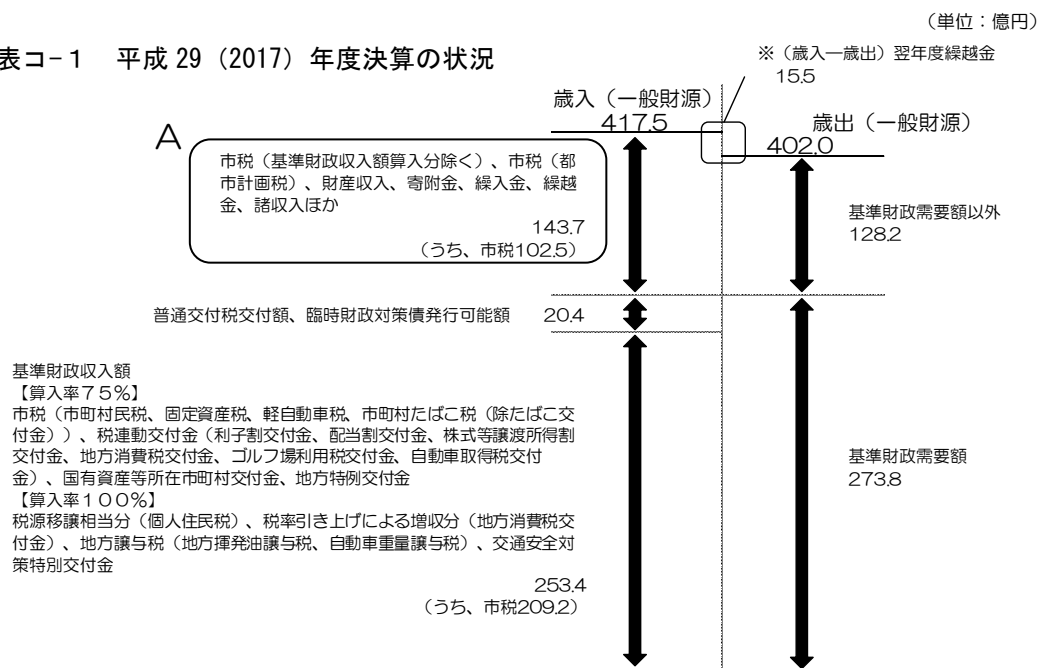
これは、図表コ-1 A の歳入の増減によるもので、基準財政収入額等の割合が低

い時を見てみると、A の歳入が多い（基準財政収入額以外の割合が高い）ことがわかる。

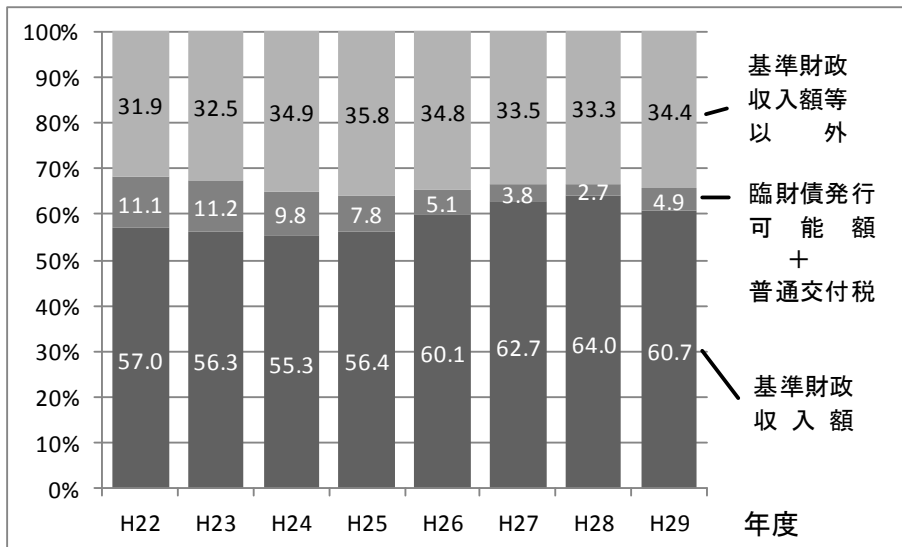
A の歳入が多いということは、図表コ-1 歳出・基準財政需要額以外等に充てられる歳入が多いことを意味する。

こうしたことから、基準財政収入額に算入されない図表コ-1 A を増やしていくことは重要である。

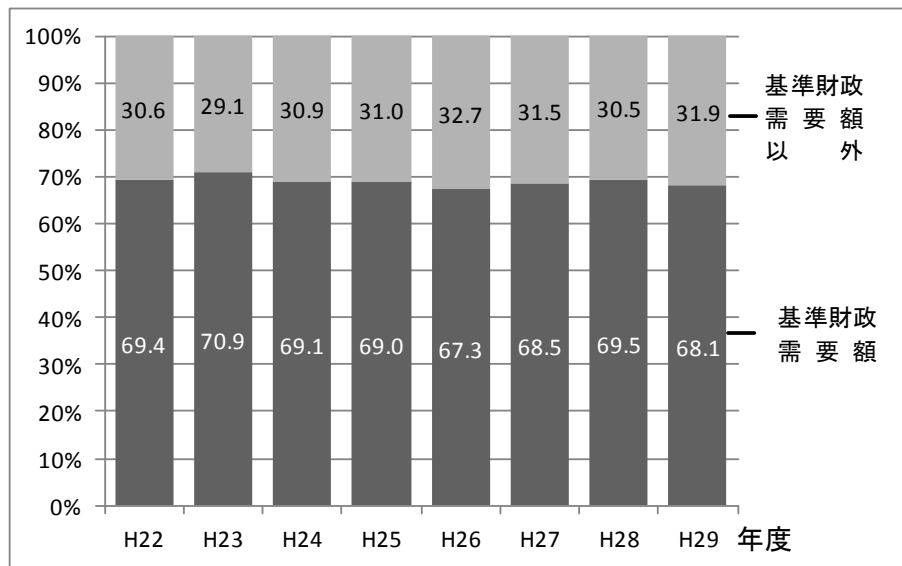
図表コ-1 平成 29（2017）年度決算の状況



図表コ-2 歳入（一般財源）に占める基準財政収入額等



図表コ-3 歳出（一般財源）に占める基準財政需要額



◎普通交付税の算定方法

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{財源不足額（普通交付税交付額）}}$$

※基準財政需要額とは、普通交付税の算定に当たり、各地方団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な「標準的な歳出に係る一般財源所要額」を一定の算式で算定したものである。

※基準財政収入額とは、普通交付税の算定にあたり、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において見込まれる税収入等を一定の方法により算定したものである。

※普通交付税の財源不足額については、平成 13 年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、国と地方で折半し、地方分については、各団体で地方債を発行して補填することとされた。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第 5 条の特例となる（一般的に赤字地方債といわれている。）。

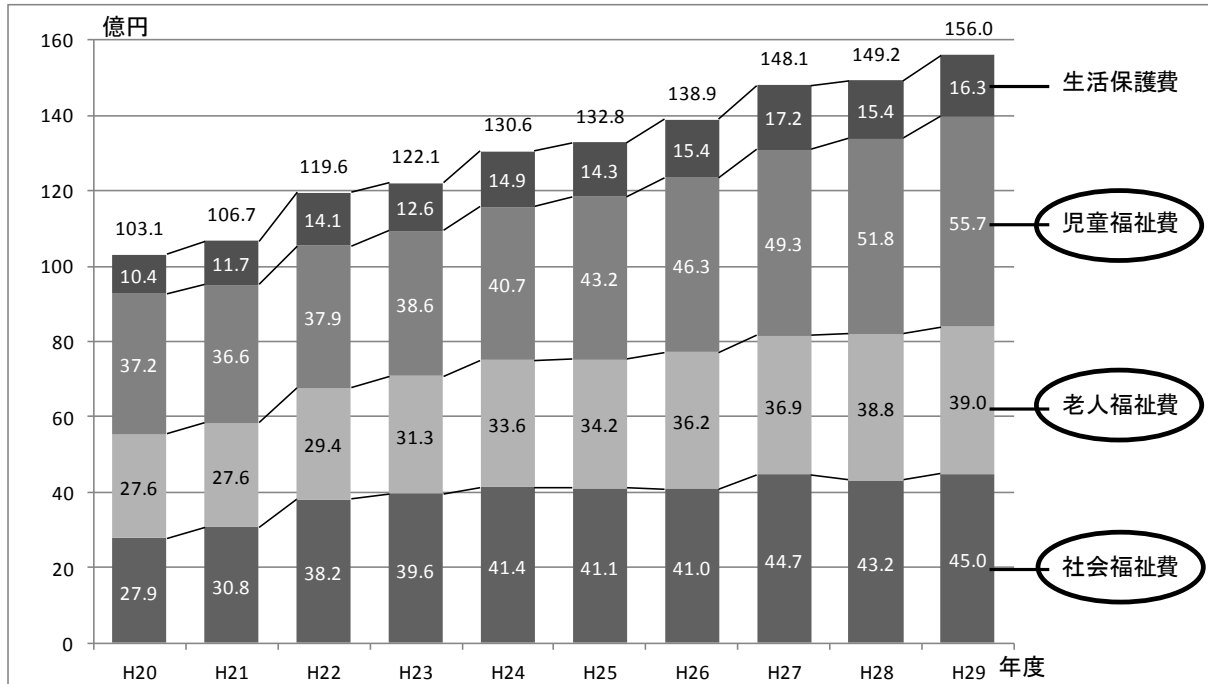
(2) 歳出

① 目的別

ア. 民生費増の理由（今後見込み **増**）

図表 3-4-8 は、小平市の一般財源の民生費における項目別支出額の推移を表している。10年前と比較すると、社会福祉費は 17.1 億円、老人福祉費は 11.4 億円、児童福祉費は 18.5 億円増加し、伸びが顕著である。

図表 3-4-8 一般財源の民生費における項目別支出額（一般財源）

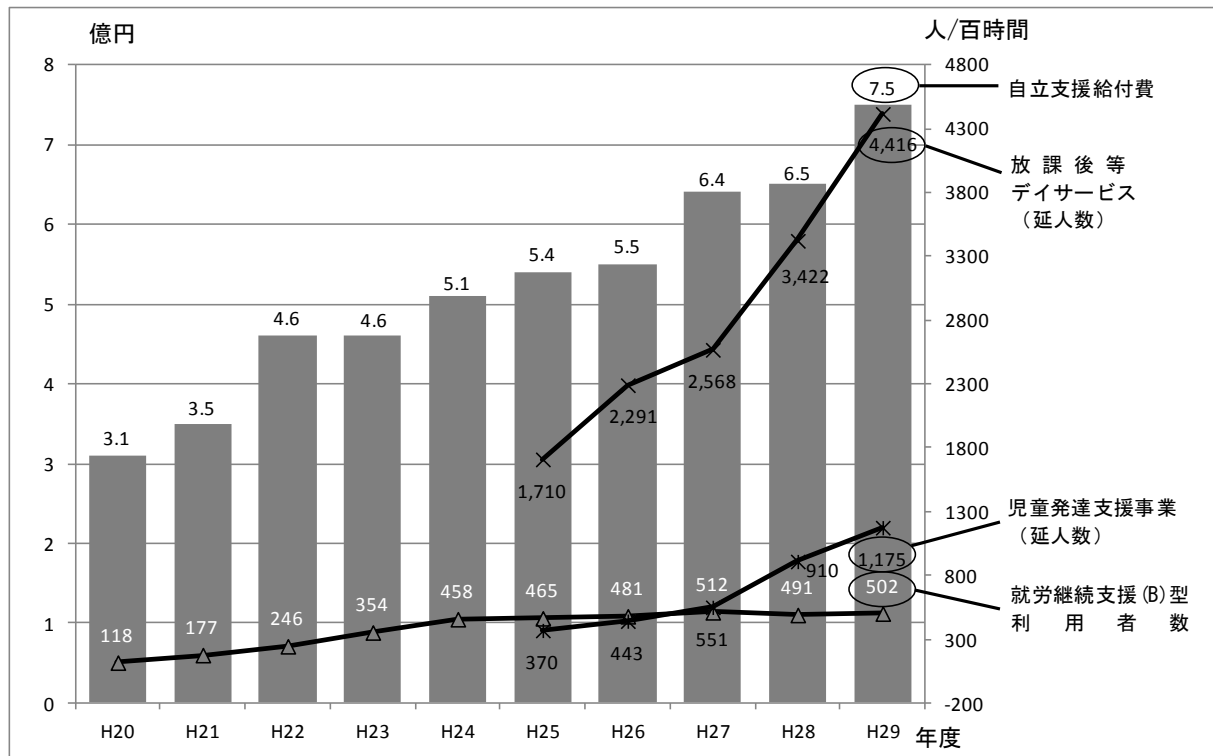


(7) 社会福祉費（今後見込み **増**）

図表 3-4-9 は、小平市の一般財源における障害者自立支援給付費とサービス利用者等の推移を表している。社会福祉費の増は、平成 18（2006）年 4 月施行の障害者自立支援法により障害者自立支援給付費が 10 年間で 4.4 億円増加し、また国民健康保険事業特別会計繰出金が 8.2 億円増加したことが主な要因である（図表 3-4-14 参照）。

今後も、障害者自立支援給付費などの増により、増加が見込まれる。

図表 3-4-9 一般財源における障害者自立支援給付費とサービス利用者等



(イ) 老人福祉費（今後見込み **増**）

老人福祉費の増は、介護保険事業特別会計繰出金が 10 年間で 6.2 億円増加し、後期高齢者医療特別会計繰出金が 5 億円増加したことが主な要因である（図表 3-4-14 参照）。

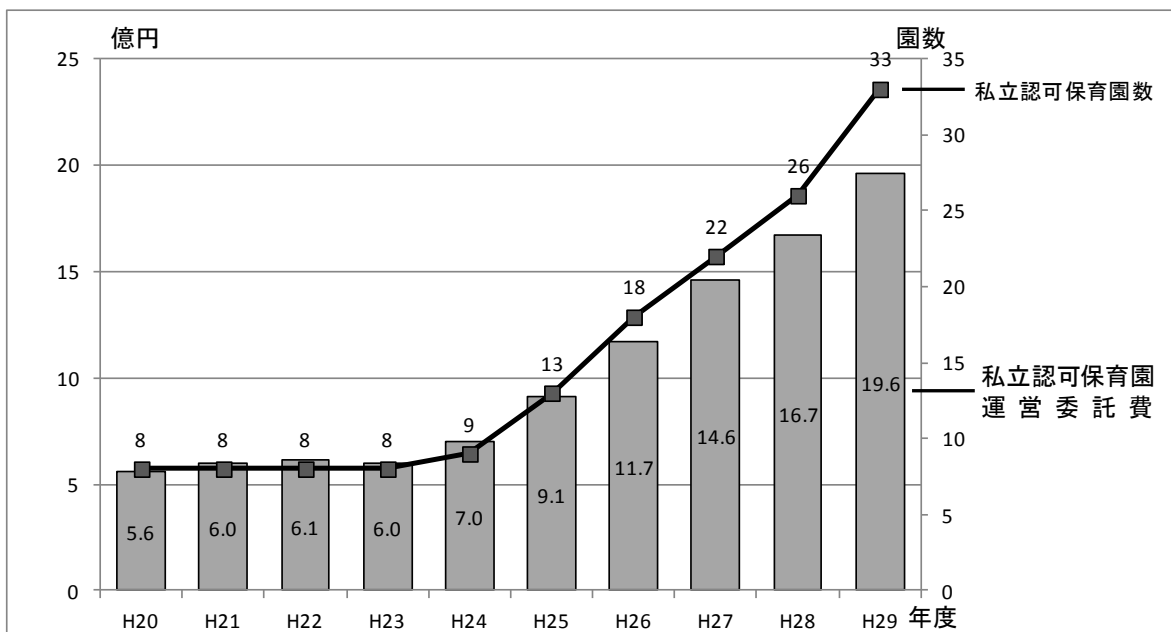
今後も、高齢者の増などにより、増加が見込まれる。

(ウ) 児童福祉費（今後見込み **増**）

図表 3-4-10 は、小平市の一般財源における私立認可保育園運営委託費と私立認可保育園数の推移を表している。保育需要に応えるために私立認可保育園を積極的に整備したことで、運営委託費が 10 年間で 14 億円増加している。また、保育園入所児童の増加に伴い、小学校入学後に学童クラブに入会する児童も増加しており、学童クラブ新設による増もある。

今後も、私立認可保育園運営委託費及び学童クラブ新設による増などにより、増加が見込まれる。

図表 3-4-10 一般財源における私立認可保育園運営委託費と私立認可保育園数の推移

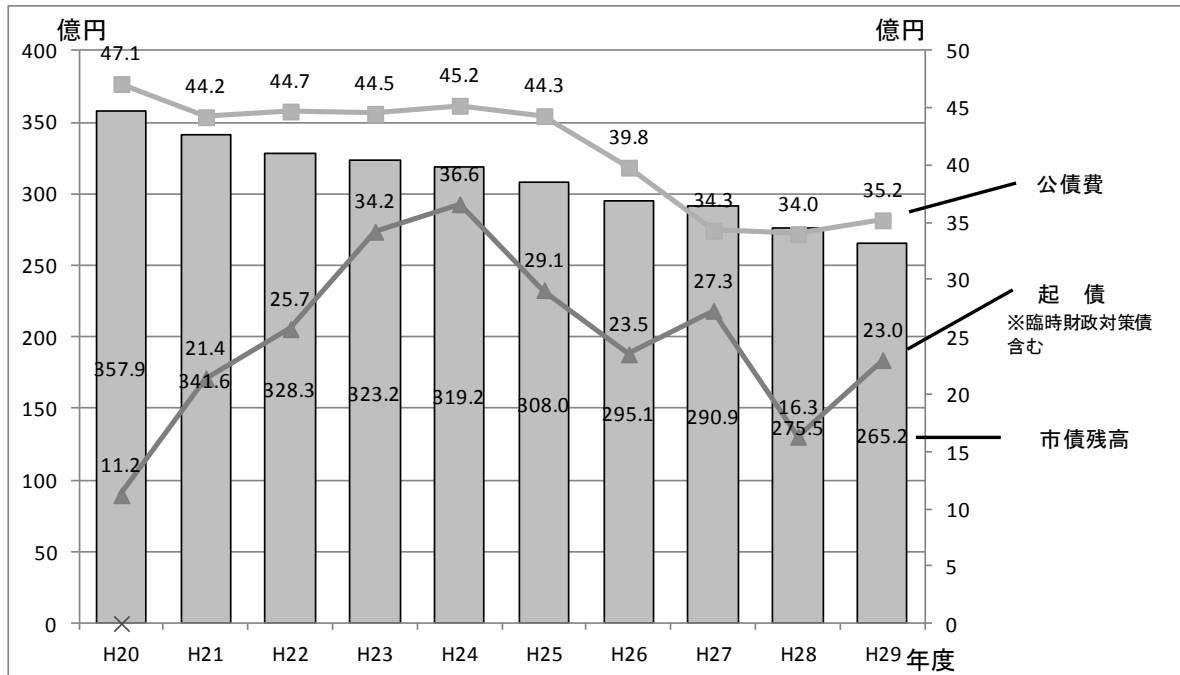


イ. 公債費減の理由（今後見込み **増**）

図表 3-4-11 は、小平市の公債費と起債及び市債残高の推移を表している。市では、償還元金を上回らないことを基本とすることで借り入れ（起債）を抑制してきたため、市債残高は減少し、公債費も減少してきた。

今後は、駅前再開発や街路・公園整備などのまちづくりや、公共施設の更新等（投資的経費*の増）を行うことが見込まれる時期には、多くの借り入れ（起債）をすることから、市債残高の増加に伴い増加する可能性がある。

図表 3-4-11 公債費と起債及び市債残高

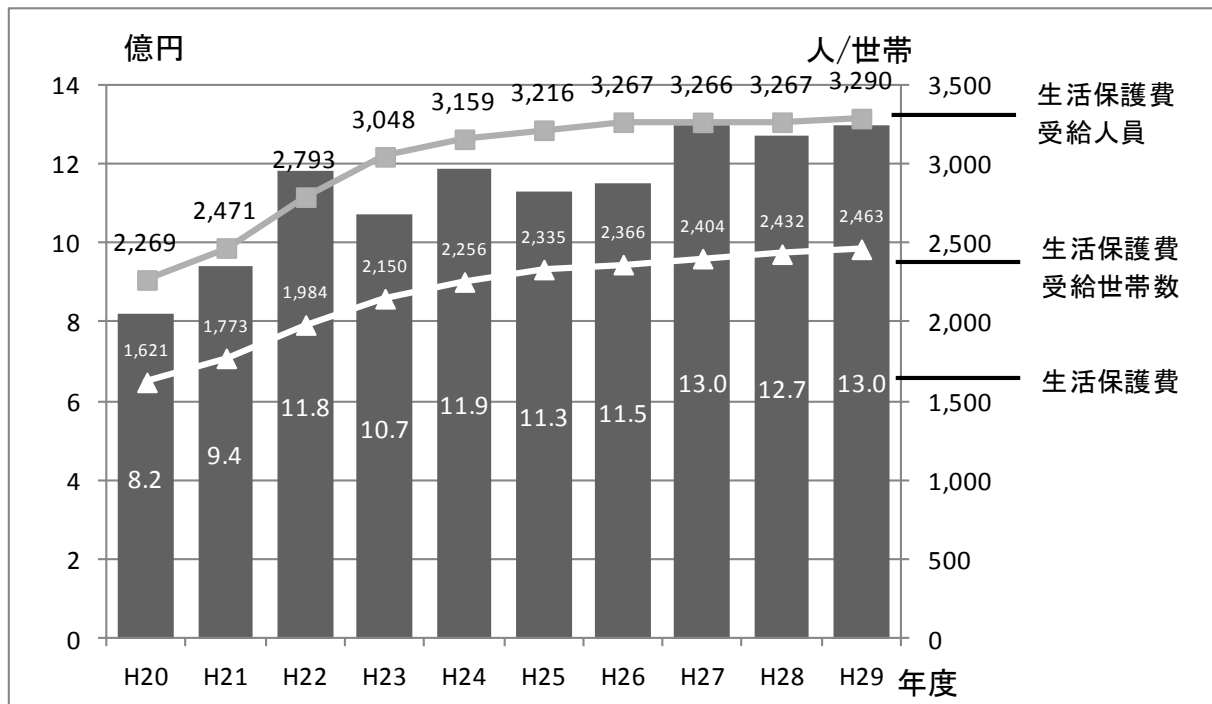


② 性質別

ア. 扶助費増の理由（今後見込み **増**）

図表 3-4-12 は、小平市の生活保護費の推移を表している。10 年前と比較すると、生活保護費は 4.8 億円増え、その他に障害者自立支援給付費が 4.4 億円（図表 3-4-9 参照）、私立認可保育園運営委託費が 14 億円（図表 3-4-10 参照）増えたことから、扶助費総額で 28.8 億円増えている。

図表 3-4-12 生活保護費（一般財源）



イ. 人件費増減の理由（今後見込み **増**）

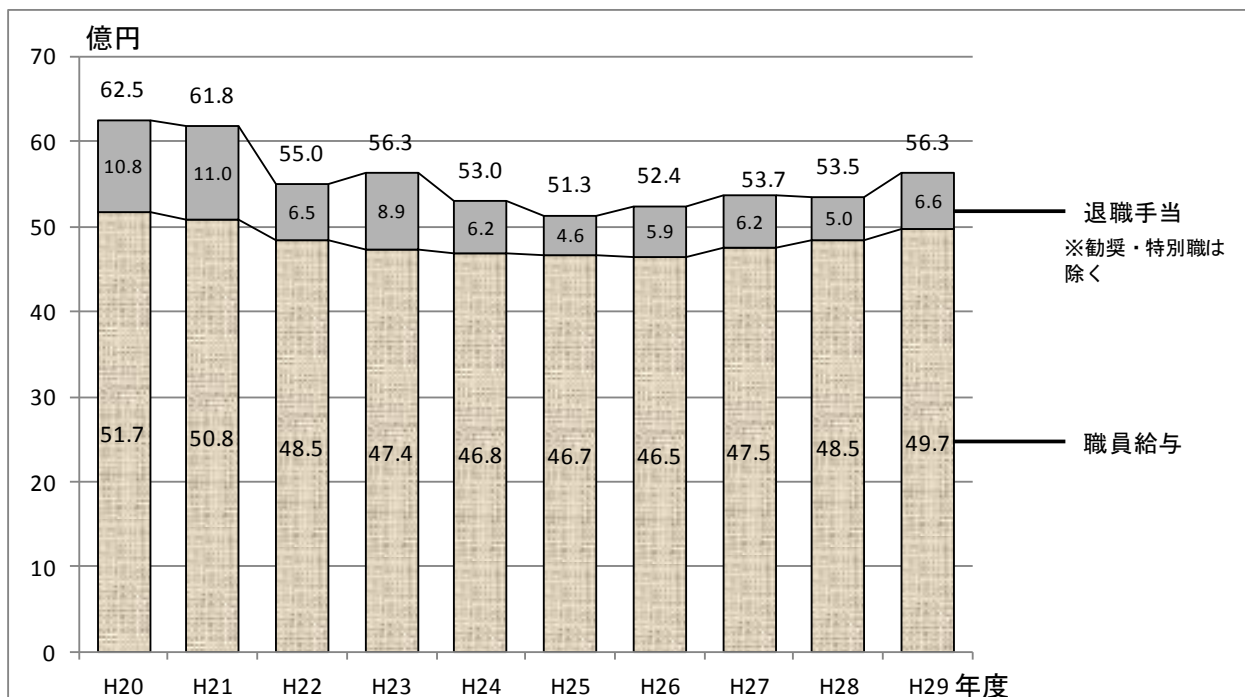
図表 3-4-13 は、小平市の人件費に占める職員給与と退職手当（一般財源）の推移を表している。

10年前と比較すると、4.1 億円減少しているものの、平成 27（2015）年度以降は増加傾向にある。

人件費の増減は、職員給与及び退職手当（勸奨・特別職は除く）の増減に関する。職員給与の増減は給与改定や職員の入れ替わり等により 2.0 億円の減、退職手当は退職者数及び退職手当制度が影響し 4.2 億円の減となっている。なお、退職者数は平成 21（2009）年度にピークを迎えた。

今後は、平成 33（2021）年度からの建築事務・特定行政庁の開設等による職員数の増により、増加が見込まれる。

図表 3-4-13 人件費に占める職員給与と退職手当（一般財源）



ウ. 公債費減の理由

目的別での解析のとおり。（P.147 参照）

エ. 繰出金増減の理由（今後見込み **増**）

図表 3-4-14 は、特別会計別の繰出金（一般財源）の推移を表している。平成 24（2012）年度までをみると、下水道事業特別会計が減少した一方で、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計は増加し、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までをみると、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計が増加する一方で、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計が減少傾向にあることが分かる。

(7) 国民健康保険事業特別会計（今後見込み 減）

国民皆保険の基盤の維持と、国保被保険者の負担の緩和を図るため、国民健康保険事業特別会計で不足する財源について一般会計から繰出しを行っている。平成 27（2015）年度までは被保険者数の増加に伴い増加傾向にあったが、平成 28（2016）年度に被保険者 1 人当たりの法定外繰出額の上限を設定した上で税率改定を行って以降は、被保険者数の減少に伴い減少に転じている。

また、平成 30（2018）年度の広域化により、赤字繰出しは減っていく見込みである。

(イ) 後期高齢者医療特別会計（今後見込み 増）

医療の高度化による 1 人当たりの医療費の増加や被保険者数の増加に伴い療養給付費が増加していることで、増加傾向にある。

(ウ) 介護保険事業特別会計（今後見込み 増）

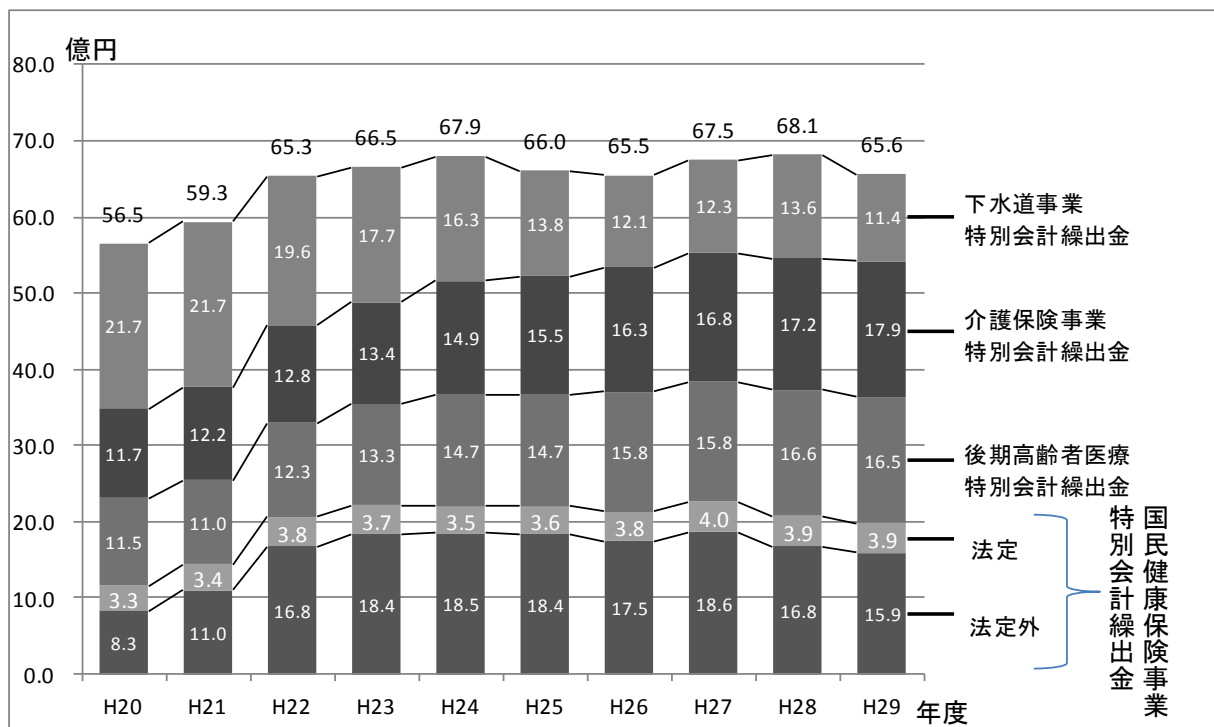
被保険者数の増加などに伴い、増加している。

(エ) 下水道事業特別会計（今後見込み 増）

平成 2（1990）年度に汚水整備が完了しており、過去の下水管きよ整備事業に充当した起債に係る公債費は平成 16（2004）年度がピークとなり、その後は減少していったことから 10 年間で大きく減少している。

今後は、下水管きよの長寿命化工事（平成 26（2014）年度）～平成 60（2048）年度に伴い増加する見込みである。

図表 3-4-14 特別会計別の繰出金（一般財源）



③ 臨時的経費と経常的経費

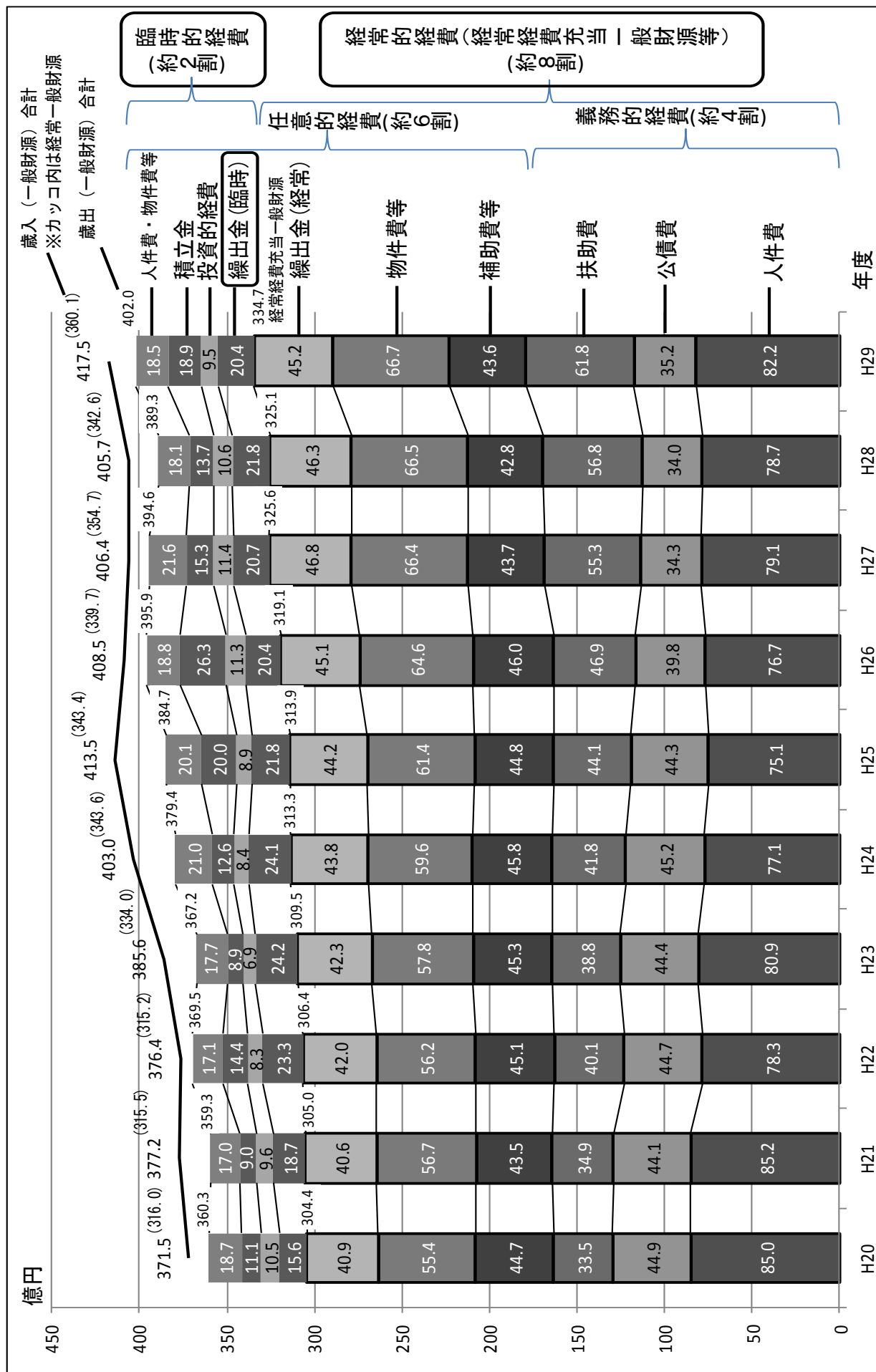
図表 3-4-15 は、臨時的経費と経常的経費等（一般財源）の推移を表している。この10年間、経常的経費と臨時的経費の割合（おおむね 8:2）は大きく変わっていない。

10年前と比べると、経常的経費（一般財源）に占める扶助費の割合が 4.4 ポイント増加しているにもかかわらず、歳出（一般財源）に占める経常的経費の割合が 1.7 ポイントしか増加していないのは、臨時的経費を確保するために、事務事業を見直し、経常的経費を削減してきたためである。

特に、増え続ける障害者自立支援給付費（図表 3-4-9 参照）に加え、平成 25 年度以降に私立認可保育園運営委託費が急増した（図表 3-4-10 参照）ことから、近年は事務事業の見直しを強化しており、経常的経費を大幅に削減している状況が続いている。

今後は、扶助費や人件費の増加に加え、減少を続けていた公債費や繰出金の増加が見込まれることなどから、事務事業を抜本的に見直し、経常的経費をさらに削減していく必要がある。

図表 3-4-15 臨時の経費と經常的経費率（一般財源）



第5節 おわりに

図表 3-5-1 は、歳入・歳出の推移の傾向を表している。この章で記載した事項のポイントを図表 3-1-1 で整理したとおり、過去から現在にかけて、歳入（一般財源）は市税の増加等に伴い増加し、歳出（一般財源）では人件費や公債費の減少等という財政上のプラス面があったことから、多くの財政上のマイナス面がある中でも財政運営を行えてきた。

ただし、今後は財政上のプラス面が失われ、歳入（一般財源）は市税の減少（ふるさと納税による流出額も増加している）等に伴い減少し、歳出（一般財源）は人件費、扶助費、公債費、繰出金及び投資的経費の増加に伴い増加していくという財政上のマイナス面が増えていくことが見込まれる（図表 3-5-1）。

事業は、一般財源の範囲内でしか実施できないため、その一般財源の 75% を占める市税の増減に左右されることは避けられず、歳入（一般財源）の減少に対し歳出（一般財源）需要が増加する見込みではあるが、歳入規模に見合った歳出規模にしていく必要がある。

将来世代のためにも、今後は、徴収率の向上、受益者負担の適正化、資産の有効活用などを通じて自主財源の確保に努めるとともに、公共施設の見直し、長年実施している一般財源割合の高い事業の見直しなど事務事業の抜本的な見直しや事業費等の削減を図るなど、歳入を増やし、歳出を抑制する様々な取組を進めていく必要がある。また、基金残高の回復に努めながら財政基盤を強化していかなければならない。

図表 3-5-1 歳入・歳出の推移（傾向）

	平 20 年度-平 24 年度	平 25 年度-平 29 年度	平 30 年度-平 44 年度
歳 入	増	増	減
地方消費税交付金	増	増	増
市税	減	増	減
個人市民税	減	増	減
地方交付税等 ※特別交付税除く	増	減	臨時財政政策債の発行及び 普通交付税の交付は続く
歳 出	増	増	増
人件費	減	増	増
扶助費	増	増	増
公債費	減	減	増
繰出金	増	減	増
投資的経費	減	増	増

※平 30 年度—平 44 年度の下線付きは「新 中期的な施策の取組み方針・実行プログラム 平成 30 年 2 月」の推計値（平成 32 年度までの推計値）に基づく見込み

